

Title	寂恵の古今集研究について
Sub Title	A Study of Jakue's Kokinshu
Author	川上, 新一郎(Kawakami, Shinichiro)
Publisher	慶應義塾大学附属研究所斯道文庫
Publication year	2003
Jtitle	斯道文庫論集 (Bulletin of the Shidô Bunko Institute). No.38 (2003. ) ,p.101- 163
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20030000-0101">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00106199-20030000-0101</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 寂恵の古今集研究について

川上新一郎

はじめに

弘安元年（一二七八）十一月上旬の奥書を有する寂恵自筆の『古今和歌集』（上帖宮内庁書陵部蔵、下帖上野家蔵）は、古文学秘籍叢刊中に複製が刊行され（昭8・9刊）、研究者の注目を集めて来た。複製に付された三条西公正氏の解説の他、古今集伝本や古筆切研究の立場から、西下経一、久曾神昇、小松茂美各氏の考察がある。稿者もその驥尾に付して、寂恵本に言及したことがある。しかしながら、寂恵本は極めて複雑な書写状況を呈しており、様々な要素を一つ一つ解きほぐして検討するのは容易なことではない。また、従来の研究が、ともすると、

寂恵本に校合されている俊成本、清輔本本文の解明に片寄っていることも指摘できる。拙論もその例外でない。

そこで、今回は寂恵の古今集研究の実態を解明すべく、出来るだけ総合的に検討を加えることとしたい。もとより稿者にはそれを果たす十全な用意はなく、結局、寂恵の古今集研究の一面を述べるに止まるが、今後の研究の一步となればと考える。本稿で寂恵の古今集研究をうかがう資料としてとり上げるのは次の三点である。

- a. 建長八年（一二五六）奥書本（國學院大學図書館蔵本）
- b. 弘安元年（一二七八）奥書本（いわゆる寂恵本）
- c. 石見切

a は山岸徳平氏が伊達家本古今和歌集複製（昭13刊）に付された解説中に「寂恵本の奥書と思はれるもの」として引用されたものと同一の奥書を有する古写本で、従来内容については未紹介のものである。

該本は貞応元年十一月廿日定家奥書本（以下貞応元年本と略称する）であるので、寂恵書人の検討と併せて、底本である貞応元年本本文の性格についても検討する。

b については、底本本文の検討、書入注の性格の検討等、三条西氏解説に指摘されている点を再検討し、なお若干考察を進めることとする。また、a と b との関係についても考察する。あらかじめ見通しを述べると、a と b における寂恵の書人にはあまり関連が認められない。

次いで c について、主として書入注を検討する。b と c の書入注には明らかに関連があるが、相違も大きく、b ↓ c、c ↓ b のような単純な増補、補訂等の関係にはないようである。

#### 一、建長八年奥書本

ここに紹介する建長八年寂恵奥書本は、國學院大學図書館蔵、武田祐吉博士旧蔵本中の貴重書である。〔國學院大學図書館蔵

武田祐吉博士旧蔵善本解題〕（昭60刊）に「五 古今和歌集

一帖」として解題せられている一本である（長谷川政春氏執筆）。書影と書誌の記述はあるが、奥書が長大なため、翻字せず内容の要約にとどまり、「寂恵法師」を「寂蓮法師」と誤記されたため、寂恵関係の伝本であることは気づかれにくかった。

なお、本書は寂恵自筆本ではなく、転写本である。

國學院大學図書館蔵（貴重書一八五一）本

古今和譚集二十卷

〔南北朝〕写

一帖

綴葉装。茶色地牡丹唐草文様銀繡裂表紙（三〇・〇×二二・三種）。かなり古色ある裂である。外題なし。見返し、布目金紙。料紙、斐楮交漉紙。中打ちされており、なおかつ、水をくぐった痕跡があり、墨色がやや薄い。料紙に一部雲母が残存しており、雲母引きされていたと思われる。上下左右ともに截断されており、頭注の一部が欠けている箇所がある。墨付、一二三丁。遊紙、前二丁、後五丁。但し、遊紙は新補の料紙による貼り継ぎ。字面高さ、約二六・五糎。每半葉、仮名序十行、本文十一五行不等。和歌一行書。内題「古今和譚集序」（冒頭

真名序書きさし、「古今和詞集卷第一（二十）」（卷一、二のみ「詔」を用い、他は「歌」を用う）。

奥書は長大で複雑である。後の説明の便宜上、A、Hの記号を付し、返り点等を加えた。

A 書本云 本奥云、越本如此、又ノイ本此書様無之

此集家、所レ称雖「説々多且任師説」／又加「了見、為レ備後学之證本」不レ願「老眼之不堪」手自書之、近代僻案之／好士等以「書生之失錯」称「有識之秘事」可レ謂道之魔姓、不レ可用レ之、但如此用捨／只可レ隨「其身所好、不レ可レ存」自他之差別、「志」／同者可レ隨レ之

貞応元年十一月廿日。戸部尚書藤在判

後朝以レ人令「読合」書「入落字」畢

B 寛元二年十月八日以「京極中納言入道自筆之本」／書写比校畢、云「文字」云「書様」聊不レ相「違書」／本所「写留」也、於「当道」最可「秘達」者乎

C 建長四年九月七日 午刻書写畢

後日一校畢

D 建長八年沽洗九日書写校合畢、文字／書様如「書本」写レ之、而彼本僻字有「其数」／是展転書写之錯歟、猶以「證

本可「校合」／者也矣 寂恵法師

D' 後日以「朱少々有勳付事、極以自由事歟」早可レ消レ之

E 同年七月四日於「李部之亭」以「越州史之」證本「悉以令」

比校「之処少々有相違事」、仍「行数字書様文字等任」彼本「

悉皆直付畢」即加「墨点付」越本是也、又彼奥書詞云

F 此本申「請右典廩年来御所持之本」所「書写」也／彼本者京

極中納言定家自筆也、彼卿於「和詞」／既得「独歩」於「仮

名能弁」子細「云、是以「書写」／調帖」之間、和字漢字

勿レ用「異作、行沽寸法」悉移「本鉢」無レ背「先賢之證本」、

足「末代之」規模「而已」于「時宝治第三之曆」大萩初八之

候聊記「子細」以備「後見」矣

F' 又云

建長四年六月十九日以「右兵衛督教定朝臣本」／重一校、

即少々有「所」直付、所謂称「氏本」是也／為「氏朝臣自筆

之本也、而其父為家卿加「自筆」／奥書、其詞曰

G 建長四年卯月中旬

以「家秘本」令「書写」之

為レ備「證本」也

前垂相戸部尚書藤（花押抹消）」

H 建長第八之曆夷則初<sup>(七月)</sup>三之候ノ九条内府甚、五条三品後、

京極黃門<sup>三本</sup>定<sup>三</sup>ノ壬生二品家、清輔朝臣等、已上以<sup>二</sup>此等之

本<sup>二</sup>ノ遂<sup>二</sup>校合<sup>二</sup>之処、区皆相違、頗迷是非、仍ノ齋守<sup>二</sup>

京本之一隅、為<sup>二</sup>指南、暫以<sup>二</sup>余本之<sup>二</sup>異説、傍付<sup>レ</sup>之畢而

已

印記なし。

また、本書は巻頭に次のようにある。

古今和詞集序

紀淑望

夫和哥者託<sup>二</sup>其根於心地<sup>二</sup>其花於詞林者也ノ人之在<sup>レ</sup>世不能

此集 奏覽本并私證本等皆不<sup>レ</sup>載<sup>二</sup>此ノ序<sup>二</sup>、但亡父之先師藤

原基俊之本其端ノ載<sup>二</sup>此序<sup>二</sup>、是只<sup>レ</sup>今案歟、猶可<sup>レ</sup>隨<sup>二</sup>證本<sup>二</sup>、

仍ノ止<sup>レ</sup>之、但猶為<sup>二</sup>此集序<sup>二</sup>、仍所<sup>レ</sup>注伝也

つまり、真名序冒頭を僅かに書き、その後、真名序につい

て定家の見解を述べている。これが、貞応元年十一月廿日定家

奥書本が本来有していたものであるかどうかは疑問である。な

ぜなら、同じ貞応元年十一月廿日定家奥書本である高松宮旧蔵

本や初雁文庫本にはいずれもこの定家の識語は存在していない

からである（以上二本については後に詳述する）。

かえって、松田武夫氏紹介の大島雅太郎氏蔵寛文三年版本に

校合された建保五年二月十日定家奥書本に、この識語が見えて  
いる（真名序の書きさしはしないようである。『王朝和歌集の研  
究』昭11刊、36―37頁参照）。

さればと言つて、この識語は建保五年本に書入れられたもの  
かと言つと、近時出現した唯一の建保五年本の伝本である天文  
五年伝三井寺時能筆本（関西大学図書館蔵）には存在していな  
いようであるので、結局その出処は不明と言わなければならな  
い（片桐洋一氏「初期の定家本古今和歌集―関西大学図書館所  
蔵建保五年奥書本瞥見」関西大学「国文学」80平12・3、「古  
今和歌集以後」平12刊所収参照）。

以下、仮名序、巻一―二十、墨滅歌、奥書となっている。ま  
た、巻十六哀傷歌832―850の二丁と巻十八雑歌下963詞書途中の  
「返しによみてつかはしける」から983作者「きせん法し」まで  
の二丁が別筆で筆致が劣っている。ただし、校合書入は他の部  
分と同筆で、書入方法も同一と見られるので、補写ではなく、  
何らかの事情で本文のみを代筆させたものと思われる。

本書の和歌の出入、排列の異同は以下の通りである。

329 ナシ。「イ」として小字書入。「イ」は後述するように、本  
書に校合されている貞応二年本である。

雪のふれるをみてよめるイ 凡河内みつねイ

329 ゆきふりて人もかよはぬ道なれやあとはかもなく思きゆらむ

イ

393 作者「幽仙法師」から395作者「幽仙法師」に目うつりし、

その間欠。「イ」として小字書入。

山にのほりてかへりまうできて人くわかれるついで  
によめる」

\*

幽仙法師

395 ごとならば君とまるとははなんへかへすは花のうく（以

上七字墨の上より朱訂書入）きにやはあらぬ

\* のあたりの余白に以下の書入。

幽仙法師イ

393 別をば山のさくらにまかせてんとめんとめじは花のまに

くイ

雲林院のみこの舍利会に山にのほりて帰けるに桜の花の

もとにてよめる

僧正遍昭

394 山風に桜ふきまきみだれ南花のまぎれに立とまるべく

906 907 歌欠（907左注あり）。907歌小字片仮名書入。

905 我見てもひさしくなりぬすみの江の岸の姫松いくよへぬらむ

\*

この哥はある人のいはくかきのもとの人まらるが也

908 かくしつ、世をやつくさむ高砂のおのへにたてる松ならなく

に

\* のあたりの行間に以下の書入。結果的に906補われず。

907 梓弓イソベノコマツタガヨニカヨロツヨカネテタネラマキ

ケン

間欠。

1022 作者歌ともに1022の次にあり、正常の位置を指示する。但し

「本ノマ、」とあるので単純な書誤ではない。

本ノマ、  
きのめのと

1023 ふじのねのならぬおもひにもえもえイば。神だにけたぬむなしけぶ

りを

以上のうち、「イ」として補訂する329の欠と393から395への目

うつりは、転写の間の誤脱で、貞応二年本との校合で補われた

ものであろう（理由は次頁に説明する）。

また、1004の欠も本書書写の際の誤りかと思われるが、最終的

に気づかれずそのままになったのであろうか。やや不審である。

これに対し、906 907の欠脱は本書以前の欠脱らしく、特に907は、

同じ貞応元年本である高松宮旧蔵本でも小字書入であるから（後述）、貞応元年本以来の欠脱かもしれない、片仮名補訂は寂恵の所為かもしれない。906を脱するのはその間の不注意か。

108の位置の誤りも本書以前からであろう。貞応二年本との校合もされているが、「本ノマ、」と正しい位置を指示するのはそれ以前すでに気づいたのであろう。

ここで奥書に検討を加える。奥書中、D、Hは既に山岸氏が引用紹介するところであり、拙著でも、一通りの解説を行った<sup>(4)</sup>が、今回ほぼ同一の奥書を有する伝本が出現し、その結果、山岸氏が別に引用されたBC奥書も一具のものであることが明らかになったので改めて考察したい。

まずAにより、建長八年寂恵奥書本は貞応元年十一月廿日定家奥書本であったことが明らかになる。冒頭の「書本云」の下の小字「本奥云」以下の意は、越本（北条実時本）では定家奥書の冒頭に「書本云」でなく「本奥云」とある（「越本如此」）とのことであろう。ついで、「又ノイ本」以下は校合本の一である「又ノイ本」は、「書本云」などとはなく、いきなり「此集家々所<sub>レ</sub>称」と始まっているの意と思われる（「此書様無<sub>レ</sub>之」）。

この「又ノイ本」と称するものは、A奥書の末尾の年記に

「イ」として異本校合される貞応二年本をさすと考えられる。

ただし、本文に散見される貞応二年本との校合は、A奥書に加えられた校合の傍書を含めて本文と同筆ではあっても後になされたように見えるので、寂恵が行ったものではなく、本書の書写者が独自に行ったもののように思われる。

また、建長八年奥書本の底本が貞応元年本であることが判明すると、弘安元年奥書本の底本は後述するように貞応二年本であるから、同じ定家本ではあっても底本を異にしており、両者が単純な継承関係にはないことになる。

さて、Bは貞応元年本を寛元元年（一二四三）十月八日に何人が転写した旨の奥書、Cは、それをさらに何人が建長四年（一二五二）書写した奥書である。

ついで、それを建長八年三月九日寂恵が書写したというのがDであり、また、寂恵が後日、朱注を勸付したとするのがDである。本伝本にはDに対応すると思われる朱注が存在する。

さて、D奥書の署名「寂恵法師」には問題がある。

早く、久保田淳氏が指摘されたように<sup>(5)</sup>、寂恵（安部範元）の出家は文永二年（一二六五）暮から同八年夏までの間と考えられ、それを遡る建長八年に「寂恵法師」と署名するのは不審で

ある。仮に出家の年月に関する資料に誤りがあつて、建長八年に既に出家していたとしても、「寂恵」ならともかく、「寂恵法師」と署名するのはおかしい。

しかしながら、署名の仕方はおかしいが、内容的には、この奥書を寂恵のものとして認めて不審はなく、疑問は残るが、花押を後人が寂恵と認めてその名を書入れたと考えることも出来よう。従つて、本稿では、寂恵の奥書として考察を進めることとする。

以下は、拙著420-421頁にすでに述べたが、行論の都合上、摘要する。

Eも寂恵の奥書で、同年七月四日に「李部（源親行）之亭」で「越州史（北条実時）之證本」と校合したとの奥書である。本書には「越本」と注記する校合が見える。F以下はその「越州史之證本」（つまり校合本）の奥書を転記したものである。それによれば、「越州史之證本」は「右典廐（北条政村）所持の定家自筆本を借りて、宝治三年（一二四九）四月八日に書写したもので、さらに、Fによれば建長四年六月十九日に右兵衛督教定（飛鳥井雅経男）所持の本で校合したものである。教定本は為氏自筆、為家加証奥書という由緒正しき本であつた。Gはその教定本にある為家の加証奥書である。本書には「前並

相戸部尚書藤」（当時前権大納言民部卿であつた為家の官と一致）の下に花押を抹消したような痕があるが、花押似書があつたものかもしれない。また、G奥書は度々の転記にもかかわらず、細かく行替えする為家の奥書の特徴をよく保っている。また、F奥書中に見える「氏本」と注記する校異を本書は有している。

最後のH奥書については、拙著で「越州史之證本」にある北条実時の奥書で実時が諸本を校合したことを示した奥書とした。年記が建長八年七月三日となつていて、Eの寂恵の校合奥書と比べると僅か一日ではあるがそれ以前であるので、E奥書末の「彼奥書詞云」に含まれると考えたからである。

ただ、結論はそうなるとしても、Hを寂恵の奥書とし、九条内大臣基家本以下の諸本を校合したのは寂恵とする可能性にもふれるべきであつた。

たしかにH奥書を寂恵のものとする、年記が一日遡る不自然はあるものの、後年の寂恵本の校合本と一致するところが多く、ありうる想定とされなくもない。

しかしながら、この可能性はほとんどないと考える。なぜなら年記の遡行以外にもH奥書を実時の奥書とする根拠を見出す



ことが出来るからである。

それは年記の書式である。H奥書の「建長第八之曆夷則初三之候」という書き方は、F奥書の「宝治第三之曆大簇初八之候」という書き方と一致しており、実時のものと見るのが至当と思われるからである。

従つて本書は寂恵が建長八年三月九日に貞応元年十一月廿日定家奥書本を書写し、後日私案を少々朱注し、ついで、同年七月四日に北条実時本で校合したもの（の転写本）である。実時本を「越本」、実時本に校合された為氏本を「氏本」として校合書人をしてゐる。

その他、貞応二年本による校異や声点（墨圈点を用いる）が「イ本」「又ノイ本」といった表記で書入れられているが、それらは、本書の書写者によつて新たになされたものと認めるべきかと思われ、寂恵の所為ではあるまい。

さて、本書の本文や寂恵の書入の検討にはいる前に一つ考えたいことがある。

それは、山岸氏が「寂恵本の奥書と思はれるもの」として「伊達家本古今和歌集複製解説」に引用された奥書と、本書の奥書とは些細ではあるが、字句の異同があることである。そ

れは以下のごとくである。上段が本書、下段が山岸氏の引用である。

寛元〆年―寛元二年（B奥書）

一校畢―一校了（C奥書）

書様文字―ナシ（E奥書）

有所直付―有直付（F奥書）

五条三品―五条三位（H奥書）

傍―ナシ（H奥書）

以上六箇所の異同は単なる誤記とも考えられるが、あるいは別の伝本ではないかとの疑いも生じさせる。

さらに疑問を抱かせるのは、久保田淳氏が、山岸氏所引の奥書について「氏御所蔵の影写本『伝為雄筆・後光厳院御加筆古今和歌集』に附載せられてゐる」と記されていることである。

國學院大學蔵本には現在極札等はない。國學院大學に収められている武田祐吉博士の旧蔵書の多くは、戦後博士が新たに購得されたものとのことであるから、山岸氏が影写された当時存在した極札が現在失われている可能性は否定出来ない（現在収められている木箱はごく新しく、本に附属するものは何一つない）。しかしながら、本書が山岸氏披見の本そのものであるか否か

を決定することは難しく、その結論は留保したい。

そこで、本書の検討にはいることとする。

まず、寂恵の所為とは認め難い貞応二年本との校合について述べる。記述のように、Aの定家奥書に校合する他、本文にも校合がなされている。貞応二年本と一致する合点や声点(墨圈点)が加えられ、「イ」と注記される他、本文にも「イ」として校異を加えている。注目すべきは、漢字と仮名の区別や、漢字の用字の違いにも及ぶ場合があることで、それらの校異は冷泉家藏為家加証の貞応二年本に一致する場合もかなり見受けられ(一致しないこともしばしばであるが)、それなりに自筆原本の佛を残す善本であったかと思われる。また、よみを示す傍書があつたらしく、「テンズ」の語が散見される。

たとえば、119 詞書「花山にいりて」に「くわさんイ本如レ此テンゼリ」と傍書があり、355 詞書「藤原三善」に「みよしイ如レ此テンズ」、同「鶴亀も」に「つるかめイ如レ此テンズ」、巻九部立「羈旅哥」に「きりよイテンズ」、464 詞書「百和香」に「はくわかうイノテン」、468 作者「僧正聖玉」に「シヤウホウイノテン」などとそれぞれ傍書する類である。

これらの貞応二年本との校異は本書の書入の過半を占めるが、

寂恵のものではないと考えるので、以下においては「イ」とする校異については、原則として無視することとする。

そこで、D'奥書で寂恵が「後日以レ朱少々有勸付事、極自由事歟、早可レ消レ之」とした朱注を検討する。本書には正しく朱注が存在するが、それがこの奥書に言う寂恵の注か否かはなお検討の必要がある。以下に朱注を掲げる。注記の対象となる語句や歌句がわかりにくい場合は括弧内に示すこととする。

仮名序 一曰風、同 二曰賦、同 三曰比、同 四曰興、同

五曰雅、此哥在<sub>レ</sub>恋四第十四(いつはりのなき世なりせば)

\*「六曰」ノ注記ナシ、4 譚高子、贈太政大臣(女)、清和

女御、陽成母(后)、5 催馬楽哥也、梅枝、34 在<sub>レ</sub>猿丸

集、48 ならばざるらん、50 在<sub>レ</sub>猿丸集、53 伊語、54 在<sub>レ</sub>

猿丸大夫集、62 伊勢語、63 同、68 寛平御所也、延喜十

三年哥合也、件院ハ七条坊門南油小路東一町也、81 式御曹

子傍也、雅院以前坊也、待賢門内北壬生東、82 如(ごと)な

らば)、85 此哥在<sub>レ</sub>興風集、95 常康親王、仁明第七皇子

(雲林院のみこ)、99 在<sub>レ</sub>素性集、116 無件哥合、118 無<sub>レ</sub>

件哥合、121 在<sub>レ</sub>猿丸大夫集、122 同、125 大和(あでの

山吹)、130 貞文哥合、延喜五(一一)廿九、有<sub>レ</sub>三五首、132 躬

恒集云、平仲家哥合ニハ仲春哥也、但暮春也、134 延喜十一  
 四一十八一哥合(亭子院の哥合)、137 在猿丸集、139 伊勢  
 語、141 在伊勢集、144 大和石上布留也、三抄入都ア、  
 156 の(「夏の夜は」の「は」の左傍)、171 在三家持集、但  
 ワギモコガ、凡十一首在之歟、174 在三人丸集、179 在貞  
 文哥合、又寛平中宮哥合、有不審、190 龍衣芳舍(かむな  
 りのつば)、218 故人伝云、高砂者山之惣名也云々、随即素  
 性花山詠哥、涼丹後国詠等一山之惣名ト見ケリ、己非其処一者  
 可レ謂レ非播磨歟、他所名ラバ不レ詠之故也、後拾遺議(義)定相方  
 詠者対其所レ詠之、其外詠者其所不レ見、存二山之惣名歟、  
 将又存播磨之所名歟、暗難レ弁、後拾遺一涼、シカノネニ  
 アキラシルカナタカサゴノオノヘノマツハミドリナレドモ、  
 此於丹後国レ詠之、同十七、ワレノミト思コシカド高砂ノ  
 オノヘノ松モ又タテリケリ、藤義定、於高砂泊レ詠之、同  
 十九、タカタゴトタカクナイヒソ昔キシオノヘノシラバマツ  
 ゴコヒシキ、源相方於同泊レ詠之、255 清和惟仁、275 山城  
 国(おほさはの池)、345 甲斐也(しほの山)、780 仲平、枇  
 杷左大臣也、808 基世、二品式部卿仲野親王男、仁和五年  
 任因幡權守、853 利基、從四位上右近中将、高藤公兄、内

舍人良門男、866 忠仁公、良房(さきのおほいまうちぎみ)、  
 871 江次第云、大原野行啓赴、五条后順子、二条后高子  
 (以レ姓乘)車後ニ云々、874 相模国也(こよろぎの)、885 文  
 德天皇也(田むらのみかど)、890 国史云、嵯峨弘仁三年六  
 月遣使造長柄橋、892 山城歟(おほあらかのもり)、894  
 押昭(マヤ)万書之(をしてるや)、898 諾、万書之、宜歟(む  
 べ)、904 国史云、孝德天皇時、道昭和尚造宇治川橋所創  
 造者也云々、912 淡路国(たまつしま)、918 摂州也(たみ  
 の、しま)、925 山城国(きよたき)、986 右京大夫源至仁  
 寿仁利比人也、994 伊勢二、大和二、995 大和物語・同、997  
 清和(貞観御時)、1073 豊前(かさゆひのしま)、1080 万葉  
 云、サヒノクマ、同 河内国(ひのくま河)、1087 陸奥(あ  
 ぶくま)、1090 山城国(みつのこじま)、1092 陸奥(もがみ河)  
 これらの朱注を見ると、清輔本古今集の勸物と一致もしくは  
 類似のものが多く認められ、両者の関係は否定出来ない。  
 以下に清輔本勸物と關係を有する朱注を挙げ、いづれの清輔  
 本と最も類似するかを示してみる。  
 仮名序一曼保頭、4一永曼保、5一曼保頭、34一永曼保頭、  
 50一永曼保頭、53一永曼保頭、54一永曼保頭、62一永曼保頭、

63 | 曼保顕、68 | 顕、81 | 保、82 | 永、85 | 永保顕、95 | 曼保、99 | 永曼保顕、118 | 永曼保顕、121 | 永曼保顕、122 | 永曼保顕、130 | 曼保顕、132 | 永曼保顕、134 | 永曼保顕、137 | 永曼保顕、139 | 永曼保顕、141 | 曼保、171 | 曼保顕、174 | 永曼保顕、179 | 永曼保顕、780 | 保顕、808 | 零永保顕、853 | 保顕（「高藤公兄」は定家本によるか）、871 | 顕、890 | 保顕、904 | 保顕、986 | 零永、994 | 保顕、1000 | 類似あるも一致と認められず（「永」は永治二年本〈宮本家本〉、「曼」は曼殊院本〈仁平四年本か〉、「保」は保元二年本、「顕」は顕昭本、「零」は天理図書館蔵片仮名零本の略号である）

清輔本勸物と関係の認められない注（主として歌枕の注） | 116 125 144 190 218 255 275 345 866 874 885 892 894 898 912 918 925 995 997 1073 1080 の同 1087 1090 1092

これらを見ると基本的には保元二年本と顕昭本の一致度が高く、巻一―八が存する曼殊院本もよく一致している。これに比べると永治二年本（宮本家本）の一致度は低い。

寂恵は朱注は自ら付したかのごとく言っているが、自ら考証したというより、種々の文献によって書入れたという程の意味なのであろう。

また、目立って長い218の注の典拠は不明である。「顕昭古今

集注」や「顕注密勘」の顕昭説と共通するところもあるが、「故人」が誰をさすかを含めて不明である。

ここで問題となるのは、後年の弘安元年奥書本に用いられた清輔本は永治二年本とされていることである。この点は西下経一氏が指摘され、拙著でもそれを検証した<sup>1)</sup>。

すると、本書の朱注が保元二年本や顕昭本と一致する場合が多いならば、寂恵は本書における勸物書人を後年踏襲しなかつたことになる。そこで本書の朱注と弘安元年奥書本の書入とを比較してみると両者の間に継承関係が存在していないことがわかる。たまたま、両者に共通のものが認められても、それらは本書の朱注が永治二年本を含めて多くの清輔本に共通の勸物であり、弘安元年奥書本が更けて永治二年本から勸物を取り入れたため一致しているにすぎないようである。

以下、その点を比較検討する。上段が本書の朱注、中段が弘安元年奥書本の書入、下段が永治二年本の勸物である。

- 34 在<sup>二</sup>猿丸集<sup>一</sup> | 在<sup>二</sup>猿丸大夫集<sup>一</sup> | 在<sup>二</sup>猿丸集<sup>一</sup>
- 50 在<sup>二</sup>猿丸集<sup>一</sup> | 在<sup>二</sup>猿丸大夫集<sup>一</sup> | 在<sup>二</sup>猿丸集<sup>一</sup>
- 53 伊語 | 伊勢語 | 伊勢語
- 54 在<sup>二</sup>猿丸大夫集<sup>一</sup> | 此哥在<sup>二</sup>猿丸集<sup>一</sup> | 此哥在<sup>二</sup>猿丸大夫集<sup>一</sup>

62 伊勢語―伊勢語―伊勢語

99 在「素性集」―在「素性集」―此哥在「素性集」

118 無「件哥合」―此哥無「件哥合」―此哥無「件哥合」

121 在「猿丸大夫集」―在「猿丸集」―在「猿丸集」

132 躬恒集云、平仲家哥合ニハ仲春哥也、但暮春也―躬恒集

云、平仲家哥合仲春哥也、但件暮春也―躬恒集云、平仲家哥合仲春哥也、但件暮春也

134 延喜十一―四―十八―哥合―延喜十一年四月十八日哥合―

延喜十一年四月十八日哥合

137 在「猿丸集」―在「猿丸大夫集」―在「猿丸大夫集」

141 在「伊勢集」―在「伊勢集」―ナシ

179 在「貞文哥合」、又寛平中宮哥合、有「不審」―貞文哥合、

又寛平中宮哥合、共有「疑」―貞文哥合、又寛平中宮哥合、有「不審」

890 国史云、嵯峨弘仁三年六月遣「使造長柄橋」―嵯峨天皇

弘仁三年六月遣「使造長柄橋」(以下略)―ナシ

以上を見ると、一見本書朱注と弘安元年奥書本勘物とが一致するごとくでも、実際は永治二年本によると考えた方がよい場合がほとんどで、例外である141と890は、前者は弘安元年奥書本

には「清」の注記があるので、永治二年本によると書人と考えるべきで、むしろ宮本家本の誤脱かと思われ、後者は、本書と弘安元年奥書本との類似は両者が、共通の典拠を持つためかと思われる(『顕昭古今集注』や『顕注密勘』にも同様の記述がある)。

このように、弘安元年奥書本は本書の朱注を採用していないと考えられる。

かつて稿者は弘安元年奥書本所引の清輔本について、宮本家本と一致しない本文や勘物も散見されるが、それは寂恵の用いた永治二年清輔奥書本が宮本家本とやや本文を異にしていたためであり、寂恵の参照した清輔本は複数ではなく一本だったであろうと述べた<sup>8)</sup>。その見解は現在も変わっていないが、本書の朱注を検討すると、寂恵は本書において、永治二年本以外の清輔本を参照していた可能性が高く、しかも、そのことは後年の弘安元年奥書本には全くと言ってよいほど反映されていないことになる。本書の書人が弘安元年奥書本に反映されていないことは、後述するように他の書人の場合にも共通する。

なお、ここで考えておきたいのは、本書の朱注が清輔本によるものが多いのならば、それは、日奥書にある北条実時本(越

本)の校合を寂恵が利用したと考えるべきなのか否かの問題である。越本は、基家本、俊成本、定家本三本、家隆本、清輔本等で校合されていたとあるので、そこに清輔本の勘物が書入れられており、本書の朱注はそれによつたとする想定である。

しかしながら、その考えには賛同し難い。なぜなら、本書の奥書をそのまま読む限りにおいては、D'奥書の記述に対応すると思われる朱注は越本比較以前に寂恵が独自に行つたものと解されるからである。従つて、朱注は寂恵が何らかの資料から清輔勘物を中心に、その他からも出典を仰いで書入れたと考えるべきであろう。

ついで、本書の書入の中の、「越本」「氏本」と注記されているものを示す。それらは、E奥書以下に見えるように、北条実時本によつたものであり、「氏本」は「越本」への校合によつたものである。先程、朱注は越本によるものではないとしたことにより、H奥書に見える越本の校合は本書には全くと言つてよいほど反映していないことになる(例外は後述)。

まず、「越本」と注記する書入を示す。ほとんどが傍書であるが、組版しやすいよう傍書にせず、まず本書の本文を示し、その後傍書書入を示す。対応する箇所がわかりにくい場合は注

記を加えることとする。

- 仮名序 やくも立いづもやへがきつまごめにやへがきつくる  
そのやへがきをー(頭注)越本同長二書之(この注は本書が「やくも立」の歌を小字双行にせず、改行して本行に書くのに対し、越本は小字で追い込んで書いているの意らしい)、  
同 おとこやまのー山越本、同 つくばやまのー山越本、同  
あふさかやまにー山越本、卷一内題 古今和詩集ー歌越本、  
15 鶯ぞなくーうぐひす越本、36 斉衡元年薨、四十三ー四越本、69 いろかはりゆくー色越本、74 文徳第二ー越本、  
81 (朱頭書の内「待賢門内北壬生東」に合点して)越本墨字書之、95 雲林院のみこーうりんるん越本如此、136 かきのもとの人まろが。也ー越本哥字無、211 柿本の人まろがうた也とー(うた)に注して)越本無、223 枝もたわ、にー(とを、)の下に注して)越本同様如此書之、314 龍田川ー(「山」の下に注して)越本如此(底本も越本も「川」に「山」を傍書するの意か)、355 (注)滋春ー越本無二字、369 (傍注)清生ー越本ソバニツク、375 すみける人をばすて、ー(「ば」に注して)越本無、498 むめのほつえにーはつ越本傍二付、560 (注)美材ー越本無此字、646 世人さだめよー

(「こよひ」の下に) 両様越本無、728 (注) 雄宗一越本無、此  
二字、803 兼藝法師一**定本惣無**之、越本又無、此作者、彼本  
失歟、諸本皆有之、812 もはらたえぬるーいとも越本(頭  
注) □トモ諸本、918 けふゆけどー(「きたれども」の下に)  
越本ソバニカク、957 物思侍ける時一(頭注) 越本無待字、  
995 からころもー唐衣越本、997 (注) 有季一越本無、此二字、  
1100 加茂のまつりー賀越**定本如**此  
次に、「氏本」とあるものを示す。

15 業平朝臣男一(肩に) 氏本(底本なく氏本にありの意)、  
59 さきにけらしなも氏本、87 ひえにのほりてー(「え」  
の下に補入記号) の山氏本、103 霞たつーち氏本、166 雲の  
いづくにーこ氏本、189 母同寛平、以上四字氏本、230 本  
院贈太政大臣、以上五字氏(底本注は「本院」のみの意)、  
351 貞保一品式部卿一(頭注) 氏本二品式部卿、352 本康一  
品式部卿、仁明御子第七氏本、延喜元薨、号三八条宮、母從四  
位下紀種子、名虎女氏本(「御子」の代りに「第七」とある  
他「名虎女」が氏本にはあるの意)、357 満子、内大臣高藤  
二女氏本、385 さけたうべ(氏本は「べ」のみの意ならん。  
但、内容的に不審。「氏本」の字は「び」の下にあるべきで、

氏本は「び」の意か)、737 文徳源氏、右大臣左大将、以上  
十字氏本、740 延喜八年一(傍注) 延喜八年二月氏本、847  
深草のみかど一(傍注) 仁明氏本、869 于レ時大納言右大将  
皇太子傳氏本、937 いかゞと、はゞーに氏本、972 としはへ  
むーを氏本、1006 はつしぐれ一(傍注) うち氏本  
さらに、朱注、「越本」「氏本」以外の主要な注記を示す。

仮名序 ことばかすかにしてー或本ニシ字無之(以上ミセ  
ケチ)、8 文屋やすひでー(頭注) 屋諸本如、275 思し  
菊をー(頭注) 菊清本、花俊本、345 (頭注) 或本ナクチド  
リ、853 (頭注) 諸本左近、933 けふはせになるー或本けふ  
の、940 昔をこふるー或本ニハ昔をしのぶ、947 いづくにかー  
或本いづく、994 わるくなりゆくあひだーろ或本、104 神の  
みまへにーみむろ諸本同之、1008 いづくはあれどーら或本  
さらに100番歌の余白に次のような墨書入がある。すでに書写  
の際に読み難い部分があつたらしく、一部意不明である。

墨キヘテカミノヘツ?

岡本天皇

□上不見四云、アフミヂノトコノ山ナルイサヤガハケノコノゴロ  
ハコヒツ、モアラム

いぬがみのとこの山なるなとり河いさとこたへよわがなもら

すな

諸本イサラガハ

この哥ある人あめのみかどあふみのうねめにたてまつる  
と

同十一云、イヌガミノトコノ山ナルイサヤガハイサトコタヘヨワカナ  
ツゲスナ、天智天皇云々、然者此本失錯歟、如何

本書の書入のうち、主要なものは以上のごとくである。それらを見ると、E奥書に示されている「越本」との校合、F奥書に示されている「氏本」との校合は明らかに本文中の書入に現れていることがわかる。しかしながら、H奥書に見える北条実時による諸本との校合結果は本書の書入にほとんど反映していない。わずかに75頭注に「清本」「俊本」とあるのと、何箇所かに「諸本」と見えるのによつてその片鱗をうかがうことが出来るのみである。これは何故であらうか。H奥書を見ると、実時が多くの本を校合したところ、相違が多くて迷つたと述べているので、実時本（越本）の書写面はかなり煩雑であつた可能性がある。寂恵はそれらを移記するとあまりに見にくくなるというので、原則として「越本」「氏本」までで書入は止め、その他はごく一部を摘記するにとどめたというのであろうか。あ

るいは源親行亭で実時本を校合したという経緯から、時間の余裕がなく、そこまでの移記は無理だったのかもしれない。いずれにしても、本書の書入は控え目である。

一方、後年の弘安元年奥書本では他に類を見ないような煩雑な書写面となつてゐる。

さて、以上の越本、氏本、その他の注記を有する書入を、弘安元年奥書本の書入と比較すると、一致するものは皆無と言つて差し支えなく、本書の書入は弘安元年奥書本に全く反映されていないことがわかる。先に、朱注について弘安元年奥書本には継承されていないことを述べたが、これと併せ、本書の書入は全く弘安元年奥書本において参照されていないことが明らかになつた。

また、既述のごとく、本書の底本は貞応元年十一月廿日定家奥書本、弘安元年奥書本の底本は貞応二年七月廿二日定家奥書本と異つており、同じ定家本ならさしたる異同はないとは言いながら、細部に互れば小異同はあり、結局二種の寂恵本は時を隔つてそれぞれ別個に作成されたことになる。

また、かつて拙著で本書の奥書のみを検討した際、清輔本との校異について、一方では、寂恵は本書（建長八年奥書本）作



成の際、「実時本にあった善の諸本との校合書入れも写し取ったか否かは不明であるが、後年の弘安元年（二二七八）書写本では諸本との校異が付されているので、この時何等かの形で書き取ったか、別の機会に直接清輔本と校合を遂げたものであるう。」（420頁）とし、一方では、「実時は実際に清輔本を披見校合したが、寂恵は少なくともこの時点では直接披見せず、校合結果を知ったのみであったことになる。」（421頁）とあいまいな記述をしたが、本書の出現により、建長八年奥書本の段階では、寂恵は、底本である貞応元年本を実時本と校合したのみであることが判明した。その際、実時本の書入については、為氏本（氏本）のみは積極的に転記したが、その他の校合や書入は、一瞥したのみでほとんど利用しなかったと考えられる。

以上、本書の出現により、寂恵の初期の古今集研究の実態が明らかになった。

ただ、一抹の不安がある。それは、本書と後年の弘安元年奥書本との間に全く関係が認められないことについてである。本書においては本文、書入と奥書とが密接不可分であることは明らかであるが、D奥書の寂恵の署名はやはり気がかりである。稿者の心証では署名の不審は不審として、本書を初期の寂恵本

とみて誤らないと考えるが、現在のところ絶対の確証はないことを言い添えておく。<sup>9)</sup>

なお、本書の底本である貞応元年十一月廿一日定家奥書本の本文についての考察は本稿末付載論文において行うこととする。

## 二、弘安元年奥書本

従来、寂恵本古今集といえば、上帖末に弘安元年寂恵奥書を有する寂恵自筆本のことであった。古文学秘籍叢刊に複製があり、広く知られるところである。

本稿冒頭にも触れたように、既に三条西公正、西下経一、久曾神昇、小松茂美の諸氏により考察がなされているが、なお、検討の余地があるように思われる。念のため一言するが、本稿の検討は全て複製本によっている。

本書には論すべき点が数多く、しかもそれらが複雑に絡み合っているため、解明するのが容易でない。

まず、奥書について考えることとする。

本書は下帖末尾が破損し失われているため、全体の奥書は不明である。そこには、建長八年奥書本のように、本書の成立過程を伺わせる詳細な奥書が存在した可能性もあるが知ることは

出来ない。

ただ、幸いなことに、上帖末尾にも奥書がある。次のようなものである。

A 古今一部順教御房に／こまかによみきかせ／まいらせ／候ぬ

(花押)

B 弘安元年十一月上旬／以證本書写訖

桑門寂恵

C 此集読授英倫訖

(花押)

このうち、Aは本文とは別筆、CはBとは時を隔てて書き加えられたかのごとくであるが、B Cはともに寂恵の自筆奥書とみられる。

一方、下帖末尾の墨減歌Ⅲの次にAのものと同じ花押が見えており、大きく破損しているが、次のように読みとれる。

D はに／きかせ□いらせ□ぬ

(花押)

さらに、二丁隔てたウラののどの部分に小字で「若有……………」紫光録大夫俊又稱澄鑿」の文字がわずかに残っており、これが

永暦二年俊成本の奥書であることは西下経一氏が述べられた通りで、校合本の奥書として転記されたものの一部が破損を免れたものと考えられる。

ところが、その後、本書に「俊本」として校合されている俊成本は永暦二年本ではなく、建久二年本であることが、久曾神氏によって明らかにされた<sup>11)</sup>。永暦二年本の校合が本文からは確認出来ないにもかかわらずその奥書の一部が見えていることは不審であるが、奥書のほとんどが失われている以上、説明は不可能である。

さて、これらの奥書は先学諸家によって解明しつくされているが、論の進行上、確認しておくとして、A奥書に見える「順教御房」は寂恵のことであるから、A奥書の花押の人物が寂恵に古今集をよみきかせ、そのことを加証したと考えられる。B奥書によれば本書は弘安元年十一月上旬に寂恵が書写したものであるから、Aの加証はそれから程なくと考えられる。C奥書は後年寂恵が息男英倫<sup>12)</sup>に本書を読授して与えた際に書き加えたもので、花押は当然寂恵のものである。

なお、山岸徳平氏蔵の寂恵本「拾遺和歌集」(存上帖)<sup>13)</sup>は寂恵自筆部分を含むその令写本であるが、上帖末尾に次のように

ある。

a この集順教御房にこまかに／よみきかせまいらせ候ぬ

判

b 斯集雖有<sub>レ</sub>二部書写之志 老病／右筆不<sub>レ</sub>合<sub>レ</sub>期之間上帖之

内第一第／第二第十等染墨筆<sub>二</sub>其外所用<sub>一</sub>他／筆也、但於<sub>二</sub>

其說<sub>二</sub>者伝受之分無<sub>レ</sub>／所<sub>レ</sub>殘所<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>授<sub>一</sub>糟屋賢郎也

桑門寂恵（花押）

a 奥書は本書のA奥書と酷似しており、同一人物の同様な奥書であることは明らかである。ただし、こちらの奥書は転写されており、a bともに寂恵の筆跡と認められる。

従来問題とされて来たのは、A及びDが誰の加証奥書であるかである。

この点については、早く三条西氏が複製解説で為氏説を提起された。摘記すれば左のごとくである。

若し寂恵本の書写せられた弘安元年を基準として論ずれば、  
為家は既に他界し、前権大納言為氏が五十七歳で斯道の重鎮を為してゐた頃で、為世・為相は未だ広義で若輩の域を脱せるものとは云ひ難い時代であるから、先づ宗匠として

は為氏を推するのが妥当であらう。但し此の古今集が書写せられたのが弘安元年で、是を以て證言を得た時と云ふ事は許され無いが、恐らく宗匠の伝授を受けんが為に一本を書写し、それを持つて講筵に侍し書入をした結果が、證言附与と云ふ事実になつたのでは無いかと思ふ。（中略）

以上は一仮説に過ぎ無い。確證はあの華押の研究に俟たねばならぬ。而かも倉卒の間の調査の致す処でもあらうが、為氏の華押として信頼すべき資料を求め得なかつたのは遺憾である。勿論花押藪類のものには見ゆるが、證左には物足りない。他日古文學者の立場より寂恵本に見ゆる華押が、為氏のものとして認容せらるゝ日が到来せば、実に慶ばしい。（解説32頁）

この三条西氏の見解は、奥書を素直に読み、年代を勘案すればまず穩当かと思われるものであった。

一方、三条西氏の為氏説に対し、京極が教説を唱えられたのは久曾神氏である。久曾神氏の論点は奥書の花押や解釈ではなく、本書本文に関わるものである。微細な点に互つているので、摘記しにくいのが、次のようなものである。

本書の底本を注意するに、仮名序古注に安積山の歌がある。現存する伝本について言へば、嘉祿二年四月本及び伊達本にあり、なほ貞応元年六月一日本にも存したよしであるが、二条家の使用してゐる貞応二年七月本には無い筈である。殊に為兼に従へば、この歌は、文永元年にはじめて為家が定家本に書入れたといふのであり、それ以前より為家と不和になつてゐた為氏は知る筈がないので、為氏とするのは誤である。従つて京極家及び冷泉家について、考へねばならない。(久曾神氏著書研究編135頁)

このように為氏説を否定され、二条家以外の人物と考えられた。そして、「師本」とする本文について検討を加えられ、次のように述べられた。

かく考へると(寂恵本の「師本」は〈引用者注〉)嘉祿本に近いやうである。それより考へるに、やはり京極家又は冷泉家とすべく、冷泉家の為相はまだ十六歳にすぎず、為兼もまだ二十五歳であつたとすれば、その父為教とすべき

であらう。為教は翌弘安二年五月廿四日に歿したので、僅々半年前のこととなる。(同136頁)

こうして当時五十三歳の為教とされた。

しかしながら、この為教説は小松氏によって批判がなされ、再び為氏説が提示された。小松氏の根拠は三条西氏が、将来の研究に俟つとされた花押であつた。

さて、この奥書(B)(本稿のB奥書〈引用者注〉)に見える「弘安元年十一月上旬」といえば、さきに記した前権大納言二条為氏(五十七歳)の『続拾遺集』の奏上を一月あまり先に控えた時期であつたのだ。前述のように、かれ(寂恵〈引用者注〉)は、その奏覧本に自詠が一首も入集していないゆえの理由により、「寂恵法師文」を草したのではなかつたのか。その緊迫の時期においても、寂恵には、その事情は明かされていなかった様子である。

のみならず、上・下巻に加えられた奥書(A)(本稿のAD奥書〈引用者注〉)は、当の為氏自身によって書き加えられたものと知るのである。この奥書(A)に書かれた花押は、

筆意をたどると、「為」と「氏」の二字を組み合わせたことが容易に察せられるであろう。また、文永六年（一一二六）十一月十八日の日付のある「讓状」<sup>ゆずりじょう</sup>（一幅・東京国立博物館蔵）に捺された花押に酷似する。この讓状は、前権大納言為氏（四十八歳）の継母阿仏尼に宛てたもので、播磨国越部庄を異母弟、為相（七歳）に譲与する旨の讓状である。この花押が、さきの奥書(A)の花押に共通するとなると、(A)の筆者は、為氏にまぎれもないもの、となる。

〔「古筆学大成」第五卷、389頁〕

小松氏が示された為氏讓状は、小松氏編の『日本書蹟大鑑』第五卷（昭54刊）、図版6に掲載されている。また、『花押かみ』第三卷、鎌倉時代二（昭59刊）の藤原為氏の項にも、花押部分が掲げられ、なお同日付の為家讓状における為氏花押も併せ掲げられている。

これらの花押と本書の花押とを比較すると、一見して同一人物のものとして断定出来るほど酷似しているわけではないが、よく見比べれば、筆致は共通し、同一のものとして差し支えないようである。

また、本書奥書の筆跡についても、久曾神氏著書研究編83頁に見える為氏和歌懷紙と比較すると、これまた、一見同一と言う程ではないが、「勢」を字母とする「せ」など類似の筆致が認められる。

さらに、久保田氏論文に指摘があるように、寂恵は文永八年（一一二七）四月四日、為顕（明覚）の紹介で為家亭を訪れて為家入門し、建治元年（一二七五）五月一日に為家が薨じて以後は為氏に師事し、弘安元年末の統拾遺集撰進によって關係が悪化するまで、師弟關係は密であったのであるから、以上全てを勘案すれば、加証の主が為氏であることは疑えない。

ただし、花押によりAD奥書が為氏のものであることが明らかとなっても、久曾神氏の挙げられた疑問は残ることになる。しかしながら、その問題は本書の本文や書入を総合的に検討して初めて解明される事柄である。それによってA奥書の「こまかによみきかせ」というのが具体的にどのようなことを意味するのも明らかとなる。

そこで、次に本書の底本がいかなる本であるかを考察する。

この点は三条西氏以来、本書の底本は定家本であるとされており、疑いの余地はない。

まず、卷二十巻末に墨減歌があることの一事を以て定家本である。その他、書式に関して言えば、仮名序の古注が二行割書であること、長歌が句毎に分ち書きされていることも、定家本の特徴である。一方、定家本は通常和歌一行書きであるが、本書は二行書きであり、この点は異っている。ただし、和歌二行書きの定家本はしばしば見かけるので、特に珍しいわけではない。

また、本文が定家本にごく近く、非定家本とは到底考えられない。

それでは定家本中、何れの本であろうか。三条西氏は「強ひて云へばその骨子は嘉祿系的構成を有つが、細部は寧ろ貞応本に拠ると両者の差違が减小され、従つて類似点が増はると云ふ程度に止めねばなるまい。」(解説13頁)とされ、久曾神氏は「実は寂恵本は多くの伝本で校合して校訂本を作り、石見切などによつても知られる如く、それを幾度も転写してゐるので、底本が若干改められてゐたと見るべきであらう。」(久曾神氏著『書研究編135頁』)とされ、小松氏は「(1)弘安元年(一七七八)十一月上旬のころ、順教房寂恵が、師匠二条為氏より「証本」を借りて書写したものである。(2)その「証本」は為氏の父・為家

によつて「安積山」の歌を仮名序に書き加えた「嘉祿二年本」であつた。(3) (略)。(4)したがつて、(2)の「証本」が「嘉祿二年本」なることは、まぎれもない。」(『古筆学大成』第五卷390頁)とされている。

要約すれば、三条西氏は貞応本、嘉祿本ともに一致(もしくは類似)するところありとして判断を避けられ、久曾神氏も明確にされないが、A奥書の主を為氏でなく為教とされた経緯からすると、嘉祿本の可能性が高いと見ておられるようである。

小松氏は嘉祿本と断ぜられている。

しかしながら、私見は何れとも異なり、本書は明らかに貞応二年本であると考ええる。

その理由を述べる前に、本書の歌員と排列を示すこととする。1918の排列をとる。

95作者「 সেই」の次に一行分のすり消し跡があり、その部分に95和歌「いざけふは」一首の一行書きと96詞書「春の哥とてよめる」の計二行が小字で書き入れられ、次に96和歌の上句「いつまでかのべにこゝろのあくがれん」がやや小さ目に書かれ、次行の下句「はなしちらすは千世もへぬべし」から通常に復する。

これは、95和歌と96詞書を脱して96上句一行を書いてあったものを、その一行をすり消して、脱落を書き込み、96上句は字を小ぶりにして再び書いたものと思われる。

129和歌130詞書作者を書き落し、行間に129和歌一行、130詞書作者一行の形で書入れる。今度はすり消して調整せず、そのまま行間に書入れている。

287書き落し。行間に一行書きする。

514下句―532上句欠。これは三条西氏以来指摘されているように本書の落丁である。綴葉装の折の中央見開きに不連続箇所があるの、内側の一枚二丁が欠けていることになる。この箇所はよみ人しらず歌が連続し、詞書も作者もないので、容易に行数が計算出来、欠落十八首三十六行はちょうど四面分である。848詞書途中より852詞書途中まで欠。左のようになってい

河原のおほいまうちぎみの身まかりて

のちかの家にまかりてありけるにしほ

がまといふ所のさまをつくれけるを

見てよめる

852きみまさでけぶりたえにししほがまの

うらさびしくもみえわたるかな

「身まかりて」までが848の詞書で、丁変りした「のちかの家に」以下は852の詞書である。

この箇所については従来諸説がある。脱落箇所が何行に及ぶかは長い詞書が含まれているので確定し難いが、一丁分十八行と考えることは不可能ではなく、丁の変り目の脱落なので落丁と考えることも可能である。

しかしながら、三条西氏が指摘されたように、先の箇所と違い、落丁に対応する丁の脱落が認められないことから、落丁とするに躊躇されるところがある。そこで、848の詞書は「河原のおほいまうちぎみの身まかりての秋、かの家のほとりをまかりけるに云々」とあり、852の詞書は「河原の左のおほいまうちぎみの身まかりてのち、かの家にまかりてありけるに云々」とあって、類似していることを考慮して、目うつりによる脱落と考えることもできる。ただし、二つの詞書は約一丁分隔たっているの、つい目うつりするには離れすぎている感がある。三条西氏は本書の底本に既に脱落していた可能性も考えられたが、それなら、本書において寂恵が底本を一丁めぐりとばして書写し

た可能性の方が高いかもしれない。それが、本書でちょうど変りに当たったのは偶然がすぎるようであるが、底本の一面を一面として書写していたならば（この場合、おもてと裏は違っているが）、ありうる想定であらう。

しかしなお、底本に起因するにせよ、本書の書写の誤りにせよ、書写上の脱落とすると問題が生ずる。三条西氏はこう指摘された。

若し寂恵本の親本に落丁があつたのを、氣附かずに書写したとせば、歌人としての寂恵の他の方面と矛盾を生ぜしめる。此の前後には清輔本や俊成本との校合があり、縦令親本に無かつたとしても、諸本と校合の時、何等かの注意を附すべきではあるまいか。然るに是に關しては一言半句の記載も無い。然らば寂恵本と同一な続き工合を有する伝本が古く存在したとでも解すべきか、或は寂恵は此の脱漏を知り、押紙に書いて補つたが、下巻が転々する間に何時ともなくそれが散逸して、現在の有様となつたと見るべきであらうか。真相は依然として不明である。（解説15頁）

これに對して、久曾神氏は別の想定をされた。

即ち共に河原左大臣（源融）に關する詞書で、最初が酷似してゐるので、誤つて脱したのであらう。底本に脱落が存したとしても、他の諸本で校合したのであり、当然補写すべきであり、それに関する記載の全くないのは注意すべきであるが、寂恵は、石見切及び同筆類切の存するによつても明かなる如く、すでに諸本で校合したものを、幾度も転写したのであり、これは転写の際に誤つて脱したと解すべきである。（久曾神氏著者研究編135頁）

脱落がそのままになっているのは、校合や書人が底本の段階ですでになされていて、それを機械的に書写したため、自らの書落しに氣づかなかつたというものである。

この考え方はなかなか魅力的であり、これによつて不審は解決されたかに思えるのであるが、やはり成立しないと考える。なぜなら、複製で見えるかぎりでも、寂恵本の書入は筆致から何次にもわたっていると認められ、本文、書人を同時に一気に書写し、一度も見直ししなかつたとは到底思えない。



私見では、脱落の一丁は、折の末尾に貼り込まれていた可能性が高いと考える。綴葉装の一折に貼継ぎや貼込みがされて時に一折が奇数丁になることは珍しくない。この場合も折の末尾に貼込まれていた一丁が、離脱か古筆切にするための截取かで失われたのではなからうか。複製で言うのは乱暴であるが、問題の見開きの箇所（折のvari目）の左右の汚れ具合が違うように思われ、折のvari目ではらばらになった時期があるように思われる。そのことが、貼込まれた一丁が失われる原因となったのではあるまいか。

実はこう推測するには理由があり、後述する脱落箇所の状態とも関係がある。従って、そこで再説する。

941「よのなかの」歌を連続して二度書写している。

970和歌―971詞書欠。この箇所の脱落は従来の解題には指摘がないが、970の詞書の末尾がともに「よみてをくりける」であることから、目うつりして書き落したものである。また、その欠落が補われていないことから、先の箇所と同じ疑問が生じる。しかも、今回は丁変り等に当たっていないため、落丁や截取等の機械的欠落でないことは明白である。

しかし、複製本を見ると解決の手がかりがある。971「としを

へて」―首二行と972詞書作者「返しよみ人しらず」の計三行の料紙面が周囲に比べて白く四角に抜けているのが見てとれる。つまり、この三行の部分に現在存在しない付箋（貼紙）があり、970和歌と971詞書が（おそらくやや小さい字で）補写されていたと思われるのである。さらに、そのことを念頭において見ると、付箋跡の右辺のすぐ外側に墨痕がかすかにある。これは付箋に書いた字が紙端からはみ出したものであろう。本書においては、貼られた付箋に文字を書き足し、時に文字が紙端を越えて書かれることをかつて指摘したことがある<sup>15)</sup>。その際、付箋が失われると、はみ出した文字や残画のみが残り、誤解を生じさせることがあることも指摘した。この箇所の墨の汚れも付箋上の文字の残画であろう。

つまり、この箇所の書き落しは補われていたと考えられる。

そこで、前述の箇所も、落丁か付箋の脱落（おそらくは前者）で本文は完備していたと考えるのが妥当であろう。

墨減歌<sup>16)</sup>書き落し。三行小字書入。

以下墨減歌<sup>16)</sup>からは破損のため、判読可能な文字は途切れ途切れとなるが、一応<sup>17)</sup>まで歌が存在したことは確認出来る。

次に既述のように永暦二年俊成本の俊成奥書のごく一部がの

どの部分に小字で書かれているのが見える。

その後はほとんど何も確認出来ないが、真名序中の文字の残画数箇がある。

以上記述が蕪雑となったが、本書は諸所に目移り等による書き落しがあるが、全て何らかの形で補われており、落丁と貼紙の脱落を元に戻せば首尾完備していたと考えられる。

従って、本書は久曾神氏の提起されたような、書入本をそのまま書写したために、脱落に気付かぬままになっている本ではない。

この問題は後述する本書の性格にもかかわるので、ここに確認しておくこととする。

さて、歌員と排列は以上の通りであるが、本書が貞応二年本である理由は次のごとくである。

まず、19 18 の排列をとることである。

本書はこの前後が左のようになっている。

題しらす　　よみ人しらす

16 野べちかくいへぬしせればうぐひすの

なくなるこゑはあさなくきく

17 かすがのはけふはなやきそわかさの

つまもこもれりわれもこもれり

19 みやまにはまつのゆきだにきえなくに

みやこはのべのわかなつみけり

18 かすがの、とぶひの、もりいで、見よ

いまいくかありてわかなつみてん

20 あづさゆみをしてはるさめけふりぬ

あすさへふらばわかなつみてん

貞応二年本の最大の特徴はこの19 18の排列である。古今集諸本でこの排列をとる本は、定家本はおろか非定家本にも存在しない。従ってこの排列の本は貞応二年本として差し支えない。ただし、室町時代以降、貞応二年本であっても18 19に排列を訂する本があらわれはじめ、版本もこの系統であるので、18 19の排列をとるからという理由で貞応二年本ではないと言うことは出来ない。

貞応二年本のみが他の諸本と異なり、この排列をとる理由は不明である。何らかの根拠があるとも思えないので、定家の単純な書き誤りの可能性もあろう。

ともあれ、寂惠本はこの排列をとっており、貞応二年本と考えてまず間違いない。

次は真名序の存在である。本書は巻末に大きな損傷があり、真名序の存否も確認し難いのであるが、のどの部分に真名序中の数字文字が見てとれる。<sup>(15)</sup>

我々は通常古今集を貞応二年本で読むために、仮名序、真名序の両序を存するのが当然と考えがちであるが、真名序を有する古今集はかなりの少数派である。定家本の中で、真名序を有することが確実なのは貞応二年本のみである。定家本の基になつている新院御本には真名序が存在しないことを考えれば、無い方が自然といえよう。

ただし、真名序については、他本よりの補写もしばしば行われるので、本書のように真名序中の数字文字のみ確認出来るというのでは補写による付加の可能性もあり、これのみでは決定的とはいえない。

右のような形の上での異同について、本文及び書入（この場合は定家による勅物に限る）が検討されなければならない。本書は数次にわたる書入や校合がなされており、本来のものか否かの弁別が難しいが、全体を見わたして判断すると以下のよう

に判断するのが妥当と思われる。

一、注記のない墨の見せ消ち訂正や補入は、単純な書き誤りの訂正として、訂正後を本文と認める。

一、一方、注記のない朱の見せ消ち訂正や補入は、校合と認める。ただし、いかなる本や根拠に基づく校合かは明らかでない。

一、作者等の勅物は複雑多岐に互るが、本書においては本来存在した勅物に朱（と思われる）合点を付して區別しているの  
でそれのみを比較の対象とする。

そこで、まず本文から冷泉家蔵の貞応二年本と比較すると、その類似は著しく、本書は貞応二年本と考えて差し支えないことが判明する。詳細を述べるのは煩雑であるので、片桐洋一氏が一覧にして掲げられた貞応本と嘉禄本の異同箇所<sup>(16)</sup>について比較すると、次のようになる。

貞応本に一致するもの—59 94 108 120 134 204 272 275 300 374 382 396 417 442 556 656  
663 745 783 892 930 937 1027 の二十三箇所

嘉禄本に一致するもの—143 107 の二箇所

いずれに一致するか微妙なもの—36 357 387 584 の四箇所

本書の欠落部分に含まれるもの—849 852 の二箇所

これを見ると、本書が貞応二年本であることは疑えない<sup>17)</sup>。

また、勅物についても同様である。ただし、勅物においては、後代の貞応本は往々嘉祿本の勅物を取り込んでおり（嘉祿本の勅物の方が概して詳細である）、梅沢本のような素性の正しい貞応本でもその傾向が認められる。従って、それほど有力な判断材料とはなりえない。それでも一応比較すると本書本来の勅物は梅沢本と比べてもずっと冷泉家本寄りで、原態に近いようである。

以上によって本書が貞応二年本であることはまず疑えない。

ただ、全体的に見ると、本書の本文は最初の間は貞応二年本として良質の本文を有するが、次第に異同が増加する傾向がある。大まかに言うると巻九辺りより、前述の原則によって本文を立てると貞応二年本に一致しなかつたり、誤写が放置されたかと思われる本文が目につくようになる。主な異同を次に掲げる。先にあげるのが本書、次にあげるのが冷泉家藏貞応二年本である。勅物の異同はあげない。

115 女におほくー女のおほく、119 はひまとはれよーはひま  
つはれよ、256 いろつきにけりーうつろひにけり、276 よめ  
るーよみける、302 みつのあきとはー水の秋をは、309 もみ

ちはをーもみちは、387 まかりける時にーまかりける時に、  
399 わかれける時にーわかれけるに、411 くれぬー日くれぬ、  
412 かへるへらなれーかへるへらなる、413 よるーよめる、  
414 しら山をよめるーしら山を見てよめる、420 おはしまし  
たりけるーおはしましたりける、453 もみちはをー草のはを、  
500 したもえにせむーしたもえをせむ、570 こひしきはーこ  
ひしきか、571 むなしきそらのーむなしきからの、671 この  
うたーこのうたは、689 又うちのたまひめー又はうちのたま  
ひめ、705 ふみつかはせるーふみつかはせりける、731 ふる  
人みれはーふる日となれば、746 わする、こともーわする、  
時も、790 あひしりて侍けるーあひしれりける、835 はかな  
きよをはーはかなきよをも、838 身まかりにける時ー身まか  
りにける時に、859 こ、ちのーこ、ち、885 齋院ー齋院を、  
907 よろつよかけてーよろつよかねて、919 おはしたりける  
日ーおはしましたりける日、930 田むらの御時ー田むらの御  
時に、962 つのくにのーつのくに、1003 みかきもりとのへも  
る身のーみかきよりとのへもる身の、同 身なからもー身な  
からに、1067 哥よませたまうけるーよませたまうける、1082  
この哥はーこの哥

本書の書写面は輻輳しており、右に挙げた箇所多くに、訂正や校異が書き入れられていて、寂恵がいずれを本行本文と認識していたのか判別し難い場合が少なくない。そもそも、当時、校本作成という観念が存在したかも明らかでない。従って、諸本との校異が相当綿密になされているからと言って、本書において、本文系統を意識した上で、本行本文をこれとする認識が全ての箇所につらぬかれていたかも疑問であり、あまり細部にこだわるのは得策ではない。

ともあれ、本書には貞応二年本と異なる箇所が時折認められるのは確かである。しかしながら、先に述べたように、弁別の基準となる箇所では、本書はことごとくと言ってよい程貞応二年本の特徴を具えており、貞応二年本と断定して差支えない。

なお、久曾神氏が問題とされた仮名序に「あさかやま」の歌が存在していることであるが、明確な解答はないが、次のように考える。

本書には、「あさかやま」の歌は存するが、書人の形態をとっている。

一方、嘉禄本原本においては「あさか山」の歌は為兼の意見に従って為家によって後から書き入れられており、伊達家本に

おいては、為兼によって同様に書き入れられている。

このように、本書は「あさかやま」歌の書き入れ形式が嘉禄本、伊達家本と一致することから、嘉禄本であろうとする見解も生じるのであるが、本文比較上、嘉禄本ではありえないことは、既述のごとくである。

すると、本書の「あさかやま」の歌は底本にはなく校合によって書き入れられた可能性が高いことになる。筆跡は明らかに前後と同筆であるから、後人の所為などでないことは勿論である。

当時、「あさかやま」の歌の有無は一部の人々の間で問題となっており、「あさかやま」歌の存する伝本も流布していたことは為兼が伊達家本の奥書に述べるところで明らかである。寂恵もそれを知って、本書に後から書き加えたのではあるまいか。ただ、その場合に本書の「あさかやま」歌に何の注記もないのは不審であるが、理由は不明である。

いずれにしろ、「あさかやま」歌の書き入れは、寂恵を含めそれ以前の何人かが一度行えばよいのであるから、その経緯が解明されなくとも、本書が貞応二年本であることには関係ない。

さて、本書に施されている校合については、既に先学の考察がある。清輔本が永治二年奥書本、俊成本が建久二年奥書本で

あることは指摘があり、前者については拙著でも追認作業を行つたことがある。<sup>(18)</sup>

それ以外では、「師本」「為本」とする校異があり、その性格について諸家の考察がある。この点は、為氏の加証與書との關係も注目されるところである。

まず、該当箇所を一覧する。今回も傍書による校異を、本文―傍書書入れ、の形で示すものとする。<sup>(19)</sup>

「師本」とするのは次の箇所である。

94 春の哥とてよめる―はな師本

159 題しらず―題シラズ、冷本有、俊本有、師本无、但若被書落歟<sup>(朱)</sup>

248 仁和のみかどの―師无(「の」の校異)

385 さけたうびけるに―ついで俊師有之(「に」の校異)

387 まかりける時に―師無

420 おはしましたりける―師无

453 もみぢばを―くさのはを俊、師本同、為本同、可レ用

463 秋くれど―ば為本、師同

500 したもえにせむ―を俊、ヲ師、二清

745 いそぎ。―て俊、師説

844 ころものそでの―は師本(「師説」の「説」をすり消し、「本」に改む)

854 ち、の侍けむ時に―(右傍)る(朱カ)、(左傍)師本(師本は「む」の意)

892 (左注補記) おいぬれば師本

907 よろづよかけて―ねて師本(「けて」の校異)

961 ながされて―師無<sup>(朱カ)</sup>

970 かしらおろして―ニ為本、師同(「て」の校異)

統いて、「為本」とするものを掲げる。

80 わづらひける時に―ニ為本无

134 亭子院の哥合に―の俊、可レ用之歟(朱)、清、の為本

144 いそのかみでら―神為本<sup>(朱)</sup>

167 すへじとぞおもふ―へ為本同

168 かたへすしき―へ為本<sup>(朱)</sup>

249 文屋やすひで―室為

275 おもひしはなを―きく為本

349 みちまがふがに―ど為本

438 いまそのやまを―ヤマノヲ俊、ヤマノヲ定家自筆為氏卿

進<sup>二</sup>將軍<sup>一</sup>本

445 文屋―室為本

453 もみぢばを―くさのほを俊、師本同、為本同、可レ用

(前出)

463 秋くれどーば為本、師同(前出)

598 ふりいで、なく―デツ、ナク(以上付箋)、為本同レ之

966 清樹深―清為本

970 かしらおろして―ニ為本、師同(前出)

1014 藤原かねすけの朝臣―朝臣无(以上付箋)、為本无

1033 平貞文―定為本

「師本」「為本」にかかわる注記は以上であるが、それらに係あるかと思える注記としてなお以下のものがある。

79 (作者ナシに注) 此哥證本等不レ書別作者、然者貫之哥

歟―京黄自筆(「證本」の注)

170 かはせうよう―エ定本(「よ」の校異)

さて、以上の校異をどのように解釈したらよいであろうか。

三条西、久曾神両氏にも説があるが、それに導かれて、少しく考察する。

まず、453 463 970の三箇所において「師本」と「為本」が並んであらわれていることから、両本が別の本として認識されていた

ことがわかる。

次に、438に「定家自筆為氏卿進将軍本」という本が見えているが、これが「為本」と同一か否かが問題となる。この本は定家自筆で為氏が将軍(宗尊親王)にたてまつった本とのことであるが、438第四句が「いまぞやまのを」とあるという。これは定家本が通常「いまぞのやまを」とあることを考えると珍しい本文である。

いづれにしろ、「為本」と同一か否かは不明である。さらに、「為本」が何の略号かも不明である。本書に為氏の加証奥書があることから、為氏本の略かとする説もあるが、他に「師本」というのがあり、この「師」が必ずしも為氏には限らないとしても、大変まぎらわしい。

また、建長八年奥書本に見えている「氏本(為氏本)」と比較すると、その注記する箇所が全く異っている。これは「師本」と「氏本」とを比べても同様である。建長八年奥書本が貞応元年十一月廿日奥書本を、弘安元年奥書本である本書が貞応二年七月廿一日奥書本をそれぞれ底本にしていることを考慮しても、「師本」や「為本」が「氏本」と同一本とは到底思えない。従って、「師本」の「師」や「為本」の「為」が為氏をさすとは簡

単には言えなくなる。そもそも、本書の奥書を素直に読めば、寂庵は為氏に證本を借りて書写し、為氏に加証してもらったかに思えるのに、本文中に為氏本との校異があるというのにも不審である。

結局のところ、「師本」「為本」の意味は不明である。

しかしながら、「師本」と「為本」の校異箇所を在来の定家本と比較する（確実に比較出来るのは貞応二年本、嘉禄二年本、伊達家本のみ）ことは可能である。

既に久曾神氏が「師本」が嘉禄本に近いことを指摘されているが、更めて比較してみると、「師本」と注記のある十六箇所中、970を除く十五箇所が一致する（ちなみに、貞応本は六箇所、伊達家本は十箇所が一致）。また、970は「二」文字は不鮮明で、また「に」とする本文は定家本として不審であり、何らかの誤りの可能性もある。これにより、久曾神氏の指摘のごとく、「師本」は嘉禄本の可能性が高い。久曾神氏は「師本」が嘉禄本であることから、加証奥書の人物を二条家以外に求められたのであるが、その点の認め難いことは既述のごとくである。

一方、「為本」の校異箇所を比較してみると、十七箇所の中、一致するもの十二箇所、一致しないもの五箇所となり、「師本」

には及ばないが、こちらも嘉禄本に一致する場合が多い（貞応本は五箇所、伊達家本は九箇所が一致）。「師本」と「為本」の校異箇所は三箇所しか重複していないのであるから、それぞれ嘉禄本に高い一致率を有すると言っても、厳密な校異が示されているわけではないことは念頭に置く必要があるが、「師本」「為本」（特に前者）が嘉禄本に近いことは指摘出来るよう。

校異に関しては種々の疑問があり、また、奥書との関連でもなお考えべきことがあるが、その点は後にもう一度採り上げることとし、次に注釈に関わる書入を検討する。

本書の書入は複雑多岐に互っており、底本である貞応二年本が本来持っていた定家の勅物（朱合点で区別する）や声点の他に様々の書入がある。俊成本、清輔本、「師本」、「為本」等諸本との校異、清輔本の勅物（合点の移写を含む）、『古今和歌集目録』と酷似する作者注の書入が特に著しいものである。それらは、いずれも事実の考証に関わるものであるが、その他、本書には注釈の書入がある。

清輔本や顕昭本では勅物は事実の注記や考証に限られ、ごく一部に解釈に関わる注記もあったが、本書のように大量の注釈が書き入れられているのは当時あまり例を見ない。ただし、寂



惠の場合、建長八年奥書本に既にそのような傾向が芽生えてい  
るかに思える。

さらに、稿者がかつて検討を加えた内裏切第一種も、「頭注  
密勘」や「頭昭古今集注」に似た注を書き入れた古今集伝本で  
ある。<sup>(24)</sup>内裏切第一種の書写年代は明らかでないが、鎌倉中期こ  
ろと考えられ、本弘安元年奥書本といずれが年代的に遡るかに  
わかには判断し難い。

こうして見ると、本書の大量書入は珍しい事例ではあるが、  
時運の流れとしてあり得ないことではなかったと言えよう。

さて、本書の注釈的書人はどのような性格のものであろうか。  
また、為氏が加証奥書で「こまかによみきかせ」たとする。こと  
との関係はいかがであらうか。

この点に考察を加えられたのは三条西氏である。

三条西氏は注釈の中には清輔本の勘物を直ちに転写したもの  
が相当多いことを指摘された上で、「中には寂恵が自ら既往の  
研究書を繕いて、その従ふべきを記入したと考へらるゝものも  
多々ある。」(解説29頁)とされ、次の例を挙げられた。

「いび、くら」(巻二、77)の注

僻云、一サカリスギナバ人ニウキメコソミエメサクラノヤ

ウニワレモチリナムトイヘル、サセルフカキ心モナシ、コ  
レライトサカリトハ文字ヲカキタガヘタル本ヲミツケテ最  
字ヲ釈スル説、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用

『僻案抄』(日本歌学大系別巻五、311頁)

ひとさかりすぎなば人にうきめこそみえめ、さくらのやう  
に、我もちりなむといへる、させるふかき心もなし。これ  
をいとさかりと、い文字かきたがへる本を見つけて、最と  
釈する説、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>用。(後略)

「ひとりのみ」(巻四、236)の注

奥、タビヒトリナガメキタルヨリハ女郎花ヲゾヤドニウヘ  
テミルベカリケルトヨメリ、女ニヨソフル物ナレバヒトリ  
ズミスルヨリハトヨメルナリ

『奥義抄』(日本歌学大系巻一、323頁)

是は唯ひとりわが詠居たるよりも、をみなへしをぞやどに  
うゑて見るべかりけるとよめり。女郎花は女によそふるも  
のなれば、ひとりずみするよりはとよめるなり。

「しぬるいのち」(巻十二、568)の注

密、玉ノヲトハ命ヲイフトフルクイヘリ、タマハタマシヒ  
ナレバ命ハタマシヒヲタモテルモノナレバ世間ノタマヲモ

緒ニイノチツラヌキテチラサヌニヨソヘテイフ、万葉ニ、  
アフコトハタマノヲバカリ、ナドイヒタレバホドナシトイ  
フトキコユ、タゞシバシナドイフモ同心歎、マコトノ玉ノ  
緒トヨメル哥モアリ、敦隆モ部類ニハ雑物ニ入タリ、玉緒  
ニアマタノ心アリトシルベシ、玉ノヲノミジカシトモナガ  
シトモミダルトモヨミタリ、ウタカタモタマユラモ二様ア  
ルガゴトシ、又年ノヲイキノヲワカレノヲウレヘノヲナド  
ハモノニツラヌカネドイヘル事モアリ

【顯注密勘】（日本歌学大系別巻五、211頁）

玉の緒とは命をいふと、ふるくいへり。玉はたましひなれば、命はたましひをたもてる物なれば、世間の玉をも緒にて貫<sup>ツラヌキ</sup>てちらさぬによそへていふなるべし。万葉に、あふ事は玉の緒ばかりなど云たれば、無程といふときこゆ。たゞしばしなど云も同心歎。まことの玉緒とよめる歌もあり。敦隆も部類には雑物に入たり。玉のをにあまたの心ありと知べし。玉の緒みじかけれども、ながしともよみたり。玉の緒のみだるともよみたり。うたかたも、たまゆらも、二様あるがごとし。又年の緒、いきのを、わかれの緒、うれへの緒などは、物につらぬかねども、いへる事もあり。

所存一同。

これらを見ると、出典に忠実に引用していることがわかる。なお一言すると、「密」とあるが実際は顯注である。本書の引用は次に述べる部分も含め、顯注と密勘をそれぞれ、顯昭注、定家密勘と区別して扱っていない。

しかしながら、以上のように出典を明記した注釈は少なく、大半の注釈は出典を記していない。それら出典のない注釈を三条西氏は「聞書」と称され、次のように述べられた。

此の種の書入は、是を聞書と見てよいのではあるまいか。少くとも前節で述べたもの（出典を明記する注釈〈引用者注〉）と同一のものではなく、誰かの講義を記入したものとすることが妥当と思ふ。さう考へる事が許容せらるゝならば、此の種の書入は恐らく諸書入中で最も価値多きものと云へる。蓋、鎌倉時代に於ける古今集の聞書——注釈が可なりあるべき事は、註釈書中の略号に拠つて知られるが、其の現存するものに至つては寥々たる感がある。故に寂患本によつて当期になされた聞書が、今日一つでも多く見らるゝ事は慶ばしい。それは学統を辿る上に、従つて学説の

展開を観る上にも、実に貴重な資料である。併し此処にこの聞書が誰のものであるかは明瞭でないが、先きに述べたあの證言（加証奥書をさす〔引用者注〕）が存在する以上、この聞書と證言とは無関係視する事は許されない。其処には密接なる関係があつた事を予想する。即ちこの聞書を聴いた結果としてあの證言を得たと解すべきであらう。そして若しあの證言を為氏のものとして仮定する事が許されるならば、従つて此の聞書に見ゆる処は為氏の説として取扱はれるであらう。（解説33—34頁）

三条西氏は慎重であるから、「為氏の説」とすることについては、すぐ「何処迄も仮説による推論である」とされるが、加証奥書が為氏のものとして明らかになつた現在では、十分可能性のある推論である。

三条西氏がその例として挙げられたのは次のものである。

「くるとあくど」（卷一、45）の注

日ノクレヨノアクル也、メカレヌハ目モハナタヌ也、ヨガレトハ人ノコ□様ライフ、人マハ人ノミヌアヒダライフ、人マハカルトイフ同事也

「はぎがはな」（卷四、224）の注

現在ヲモラムトイヘリ、他門ニハ、ツユジモトヨミテシモマジリナル露ト申歟、庭訓ハ、ツユシモトテタゞ兩種ライヒツッケタリト存ス、ムスバヌホドハ露也、結バ為籍、各別歟、万葉十一、ユケド／＼アハヌモノユヘ久方ノアマツユシモヌレニタルカモ

「くさふかき」（卷十六、846）の注

仁明也（以上別時書入れか）、深草ノミカド、ハ深草ノミサ、ギニオサメタテマツルユヘニ申、クサフカキ霞ノタニヤガテフカクサノミサ、ギ也、ミカドノウセ給ヲ昇霞トテカスミノボルト申セバカスミタニ、カゲカクストソヘヨメリ、又三月廿一日ニウセ給タレバオリニツケテ霞タナビク谷トヨメルモカタ／＼アヒカナヒテヤ、テルヒノクレシケフトハソ御国忌ノ日ナレバヨメル也、テル日トハオホヤケノ申也

これら出典のない注釈的書入が、為氏の講義の聞書であるならば、殊に興味深い書入となるが、実は簡単にそう言うことは出来ない。試みに右記の三首について『頭注密勘』をあげてみよう。

「くるとあく」との注（日本歌学大系別巻五、147頁）

くるとあくとは、日のくれ、よのあくる也。あけくれと云も、夜のあけ、日のくる、也。目かれぬ物とは、目もはなたぬと云。夜がれと云も、人のこぬを云。人の中のためるをもかると云。人まとは、人の見ぬあひだを云、人まはかと云、同詞也。

此歌の事一同。

「はぎがはな」の注（日本歌学大系別巻五、171頁）

露じもとは、古物にあきの霜を云と有。本文露結為<sub>レ</sub>霜といふ心歟。秋のつゆじもとよみ、つゆじものさむきゆふべの秋風などもよめり。秋の霜ともいはれたり。万葉に、露じものけやすきいのちと詠に、拳<sub>二</sub>両物歟。不審也。

他門には露じもとよみて、霜まじりなる露と申歟。庭訓は、つゆじもとて、<sup>(シカ)</sup>只兩種を云つゝけたりと存ず。むす

ばぬ程は露也。結ば為<sub>レ</sub>霜、名別歟。万葉十一、<sup>(各カ)</sup>

ゆけどくあはぬいもゆゑ久方のあまつゆじもにぬれ

にたるかも

「くさふかき」の注（日本歌学大系別巻五、251頁）

深草の御門とは、深草の陵にをさめ奉るゆゑに申は、草ふ

かき霞の谷は、やがてふかくさの御陵也。御門のうせ給を

昇霞とて、かすみのぼると申せば、霞の谷にかくすとよそへたり。又三月廿一日にうせ給たれば、をりにつけてかすみたなびく谷とよめるも、かたぐあひかなひてや。てる日のくれしけふとは、御国忌の日なれば、よめる也。てる日とは、おほやけを申也。

此心露頭。

書入と『顕注密勘』とを比較すれば、行文までほとんど同一

である。しかも、顕注も密勘も区別せず等しなみに用いている。

三条西氏も前掲の書入注と『顕注密勘』とがよく似ているこ

とには気づかれていたようであるが、結局これらを寂恵の聞書

とする立場をとられ、「即ち密勘と六巻抄との間に介在して、

其の展開過程を物語るものが寂恵の聞書であると解し得るであ

らう。」（解説35頁）とされた。ここに『六巻抄』があらわれた

のは、『六巻抄』は行乗が定為から、また定為の没後、為世か

ら受けた二条家の正説によつているので、為氏からの聞書の可

能性のある本書の書入を『六巻抄』と比較されたためである。

『六巻抄』と本書書人の関係は、なお後述するが、結論から言

えば、さしたる類似は認められない。

ともあれ、出典の表示の有無にかかわらず、本書の注釈的書入がどの注釈に類似しているか、全般の検討が必要である。その結果を次に示す。諸注と明らかに一致する場合のみでなく、一部に同様の言い回しが含まれている場合も数に入れていく。

また、『顕注密勘』と『顕昭古今集注』は二書の注が類似しているため、両者と極めて近い、あるいは両者いずれとも若干異なる、という場合がしばしばあり、重複して数えた場合がある。

上帖(巻一一一)

『僻案抄』に類似

22箇所

『顕注密勘』に類似

91箇所

『顕昭古今集注』に類似

25箇所

その他

『六巻抄』に類似

6箇所

『奥義抄』に類似

4箇所

『和歌童蒙抄』に類似

2箇所

『俊頼髓腦』に類似

1箇所

『色葉和難集』に類似

1箇所

不詳

88箇所

下帖(巻十一一二)

『僻案抄』に類似

2箇所

『顕注密勘』に類似

144箇所

『顕昭古今集注』に類似

10箇所

その他

『能因歌枕』に類似

1箇所

不詳

19箇所

調査の結果は以上である。本来ならば、歌ごとにいずれの書と同一もしくは類似しているかを一覽して掲げるべきであるが、それをしないのには理由がある。

紙幅がないのも理由の一つであるが、本当の理由は、歌ごとに検証に堪える程厳密な調査を行っていないからである。一見して出典が明らかな場合もあるが、いずれに最も類似しているかとまよったり、類似と称すべきか否か判断にまよった場合も多く、その際、武断の措置をとった例も多い。従って、この数字はあくまで全体の傾向を見るためのものと考えられたい。

まず、上帖と下帖に分けて掲げた理由であるが、調査しているうちに、傾向が違っていることに気づいたからである。

上帖においては種々の書が出典となったり、類似していたりするのに対し、下帖はほとんど『顕注密勘』一種に集中してお

り、出典未詳も著しく少ない。

また、上帖をもう少し細かく見ると、『僻案抄』に注のある歌はそれにより、ない歌は『顕注密勘』もしくは『顕昭古今集注』による場合が多いようである。

さらに注目すべきは、今のところ出典もしくは類似の注が見当たらない場合がかなり見受けられることである。

その他『六巻抄』や『奥義抄』など、関係を期待させる書が数は少ないながらも順当にあがっている。勿論、『六巻抄』の成立は本書の書写年代よりはるかに下るので、直接的な関係はもとよりなく、二条家の正説としての類似に止まるもので、同じく類似していると言っても、『僻案抄』『顕注密勘』『顕昭古今集注』とはその次元が異なる。一例だけ挙げてみる。

「むかしべや」(巻三、163)の注

ハヤクスミケルトコロハモトヨリスミシ所ナリ

ムカシベトハタタムカシトイフニ文字ノタラネバムカシベ

トイフナリ

『顕昭古今集注』『顕注密勘』注なし。

『僻案抄』(日本歌学大系別巻五、312頁)

むかしべとは、又たゞむかしといふに、文字たらねば、む

かしべと云也。

『六巻抄』(片桐洋一氏『中世古今集注釈書解題』巻三、410頁)はやくすみ、モトスミシ所也。むかしべや、昔也。御抄云、タゞ昔ト云ニ文字タラネバ「ムカシベ」ト云也云々。

(声点省略)

また出典未詳で類似の注が見当たらないものとして、一、二例を挙げてみる。

「きみがため」(巻一、21)の注

源作女

或物云、クソニタマハセケル御哥トイヘリ、クソハ御志フカクテ寛平法皇ニモ御イトヲシミアレトオホセラレヲカレケル也

ワカナタマハセムタメニ野ベニイデ、ワカナツムニ衣手ニ雪フリカ、リテサムキニ心ザシノフカサ(二)ヌレくツムゾト侍リ

「わがうへに」(巻十七、863)の注

基俊云、ワガウヘニトヨメルハ二条后ノ御事タヘズオボエケルニタエイリテコボル、ナミダヲ、サヘテ(ヨ)メルナリ

前者は、「クソニタマハセケル御哥」、後者は「二条后ノ御事

タヘズオボエケルニ」といずれも本説を挙げている点が注目される。「顕注密勘」「顕昭古今集注」「僻案抄」はこのような注釈はまず行わないと言つてよい。「基俊云」とするものは他にもある。

「あれにけり」(巻十八、984)の注

基俊云、ナガラカノ伊登内親王ノ御所ニ女ドモアマタアリケリ、中将ノ田カルモノドモヲミムトテシアリケケルヲコノ宮ノウチノ女ドモアツマリキケレバ中将カクレニケリ、阿子ガヨメリケルナリ

これは、『伊勢物語』の歌であるが、ここでは伊登内親王の名は出ていない。やはり本説指向が見てとれる。

このように本説を述べる注は全体から見るとごく僅かであるが、やはり鎌倉中期という時代を示すものかもしれない。<sup>22)</sup>

さて、これらの注釈的書入はどのような性格のものと考えたらよいであろうか。ここまで、為氏の講義を寂恵が聞書したとする三条西氏の説を紹介して来たが、それに大きく反する証拠はない。『顕注密勘』と『僻案抄』が重用される一方、それ以外に典拠の明らかでない注もかなり見受けられ、その中には「基俊云」とあるものもあり、ほぼ御子左家の説に沿っている

と認められる。出典未詳は既成の注釈書によるばかりでなく、講義に基づいている証と言ふこともできる。為氏の加証奥書はそれを証するものと解することが可能である。

このように書入注を為氏説を聞書したものとする説は有力である。

しかしながら、稿者はこの説に賛同することを躊躇する。それについて確固とした理由が存在すればよいのであるが、実はそれほど理由があるわけではない。従つて以下の論証にもどの程度説得力があるか不安がある。

まず、寂恵の奥書にある弘安元年十一月という時期に、為氏が寂恵にこれほど懇切丁寧な古今集講義を行う時間があったのかという問題である。為氏が統拾遺集を龜山院に奏覧したのは同年の十二月二十七日である。この前後の為氏と寂恵の動静については久保田氏の論に詳しいが、『寂恵法師文』<sup>23)</sup>によれば、寂恵が為氏に促されて上洛したのはこの年の九月二十三日、以後度々書状のやりとりがあり、寂恵がこの度の勅撰集について意見を述べることなどもあった。こうして寂恵は新たな勅撰集への入集を期待していたにもかかわらず、肝心の際には疎外されたかのごとくで、為氏からは何の沙汰もなく、十二月二十七

日の奏覽本には入集しなかつたのである。これによつて為氏と寂恵の關係は悪化し、寂恵が『寂恵法師文』や『寂恵法師歌語』を執筆する原因ともなつたわけである。<sup>(2)</sup>

以上の兩者の關係からすれば、為氏が寂恵に古今集を「こまかによみきかせ」たのは弘安元年十一月上旬前後のごく限られた時期でなければならぬ。統拾遺集撰進後ゆつくりと等は論外である。東国にいて折々上京するのみである寂恵に為氏の講義を受ける機会が度々あつたとは思われず、逆に弘安元年より何年も遡つた時点での講義について、この時期に加証したとも考えられない。すると、「こまかによみきかせ」たというのは、後代の古今伝受のように、何週間もかけて念入りに講釈するようなものとは思われない。

ここで思い起こされるのは、寂恵本の拾遺集にも為氏のものと思われる同様の加証があつたことである。しかもその本には定家本拾遺集以外の何らの書人も存在していないのである。勿論、現存の寂恵本拾遺集は為氏加証本そのものではなく、寂恵自筆部分を含むものの、所詮転写本であるから、為氏加証本には古今集のように、詳細な為氏の講義の聞書が書き入れられていた可能性もあるが、それなら、為氏は古今集のみならず、拾

遺集の講義にも時間を割いていたことになる。その時期は弘安元年である必要はないが、その当時拾遺集に詳細な講義（仮に行われたとしても古今集より簡略ではあるうが）が行われたか否かも疑問があろう。

要するに、弘安元年十一月上旬前後に、勅撰集撰進の重任を負つていた為氏に、寂恵に詳細かつ丁寧な講義を行う時間的、精神的余裕があつたとは思われないのである。

それでは、「こまかによみきかせ」た事實はなく、全くの社交辞令にすぎないのであろうか。そうではないと考える。

そもそも、「こまかによみきかせ」たという加証から、後代の古今伝受ごときものを連想したのがよくないのではないか。

為氏は手元の貞応二年本を寂恵に貸し与えて転写させ、自ら初めから終りまで読み聞かせ、清濁や声点を示したのではないか。これなら、二、三日でも可能である。

つまり、為氏が加証した時点では寂恵本古今集（弘安元年奥書本）には定家本そのものに存在した勸物と声点しか書き入れられていなかったとするのである。

この方法によれば、為氏が寂恵に三代集全てを「こまかによみきかせ」ることもあながち不可能ではない。



こうして、「こまかによみきかせ」るのが、通して読み上げるにすぎないとすると、今度は寂恵本の有する書入のほとんどが為氏の本にすでに存在し、寂恵はそれを全て写し取ったとする見解が生じるかもしれない。しかし、寂恵本の書写面を見れば、その本文と書入が数日乃至旬日の間に一気に書写されたとはとても思えないので、その可能性は少ないと考える。

なお、寂恵本の書入は概ね次のように分けられると考えられる。

ア. 貞応二年本にすでに存在した勘物や声点。

イ. 注釈的書入。

ウ. 俊成本、清輔本等との校合。清輔本の勘物の転記。「古今和歌集目録」による作者注の書入。付箋、貼紙の類はここに属する。

注釈的書入は一次でない可能性もあるが、大体において、ア↓イ↓ウの順で書き入れられたのではあるまいか。清輔本との校合や、勘物の転記が為氏の諒解の下でなされたとは考えにくい。イについても為氏との師弟関係を離れた後の寂恵の研鑽結果を示すと考えた方が自然ではあるまいか。

以上は多分に推測を交えた考察であるから、確論とはなし難く、可能性のみなら、時間が不足したので、為氏は参考書

〔僻案抄〕〔顕注密勘〕など）まで貸し与えて書き入れさせたとか、途中まで講義したが断念し、後は専ら『顕注密勘』を書き入れさせたとか様々に考えられるが、稿者が最も可能性が高いと考えるのは、清濁、声点を「こまかによみきかせ」たとする想定である。

今後の問題としては、出典未詳の注の性格を明らかにすることが必要であり、それが明らかになれば、先の問いの答えも得られるかと考える。

### 三、石見切

石見切は『新撰古筆名葉集』（安政五年刊<sup>26</sup>）に「安倍寂恵石見切 四半古今哥二行書」と見えているもので、古くから伝称筆者を寂恵と伝えていたが、前章の弘安元年奥書本の出現によって寂恵真筆とされるに至った。

その後、久曾神氏は著書の中で石見切をとり上げ、四種存在すると述べられた<sup>26</sup>。久曾神氏によれば、四半切で、每半葉九行書のものに二種あり、一は注記の著しいもの、一は注記が全くあるいはごく僅かしかないもの、他は四半切每半葉八行書のものと同六半切のもの、以上計四種である。

この中、六半切はごく稀らしくほとんど報告がないので別として、四半切三種についてはツレか別種の切か、仮に別種の切としてもそれぞれの所屬を決定することは容易ではない。結局、出来るだけ多くの切を集成するよりない。

その集成を初めて大規模に行ったのが『古筆学大成』第五卷である。そこでは模写を含めて二十五枚の石見切が掲げられている。全て四半切で、先の三種の別についてはふれられていない。

その後も石見切の紹介はなされており、特に久曾神昇氏『古筆切影印解説 I 古今集編』(平7刊)には一挙に六枚の石見切が紹介されている。

近時の集成の成果としては、小林強氏『古筆学大成』4巻及び5巻関係・『古筆学大成』未所収の主要伝称筆者関係の古今集切一覧稿』(『自讀歌注研究会誌』8平12・10)に石見切の集成がなされている。古筆切に不案内な稿者は小林氏の調査に拠らせていただくこととする。<sup>(27)</sup>

小林氏の調査により、従来漠然と二種以上あるらしいと言われて来た石見切が複数種あることが明らかになった。

つまり重出部分が、それも三箇所存在することが判明したの

である。

第一は、久曾神氏蔵の703下句―705詞書と『慶安手鑑』の703―704の重複、第二は、久曾神氏蔵の721和歌―724作者とMOA美術館蔵の723和歌―725の重複、第三は、高城弘一氏蔵の806―809詞書と岩国吉川家蔵の807―809作者の重複である。いずれも重複部分に字配りや字母の違いがあり、別の切であることは明らかである。

このうち、第一の場合は片方が『慶安手鑑』であることから、何らかの作為がある可能性もないではないが、第二、第三の場合は書影のみの比較ではあるが、いずれかが、模写あるいは偽物であるとは到底思われず、石見切が複数種存在することは間違いない。

また、重複箇所でなくとも、石見切が複数種存在することを強く示唆する箇所もある。

『古筆学大成』第五巻213図は692―695を収め、根津美術館蔵は697―699を収める。この間の696は詞書、作者はなく、和歌二行を要するのみであるから、696が脱落していない限り、この二つの切は別本に所屬していたことになる。

さらに、田中登氏蔵は733和歌―735詞書を、『藻塩草』は736―

737作者を収める。この間は735の作者、和歌しかないので、三行を要するのみである。これまた別本に属することは明白である。

以上計五箇所を見ると、いずれも一方の切に書入があり、もう一方の切には書入がない。つまり、久曾神氏蔵の二枚、吉川家蔵の一枚、根津美術館蔵の一枚、『藻塩草』の一枚の計五枚には書入があり、その他の五枚には書入がない。

これは偶然とは思えず、従来指摘されて来たように、寂恵筆本には書入のある本とない本があり、石見切には双方の切が入り混じっていると考えるべきであろう。

しかしながら、右の想定を正しいと仮定しても、具体的に二種以上に振り分けようとすると、書入のある本でも書入のない箇所はあるので、たちまち困難に逢着することになる。

他の寂恵書入本を見ても、建長八年奥書本は後人の校合書入と思われるものを除くと、385から465まで書入らしい書入がなく、また、弘安元年奥書本もあれほど多くの書入を有しながら一面(半葉)全く書入のない箇所が何箇所もある。それらを考えれば、書入の多い本と書入のほとんどない本があったとしても、一面ごとでは判断しえないことになる。

事実、連続している切かと思われるにもかかわらず、一方に

は書入があり、一方には書入がない場合もある。東京国立博物館蔵の677―679上句、久曾神氏蔵679下句―682上句、同蔵682下句―685の三つの切は連続しているかに思われるのに、最初の二枚は書入がなく、三枚目のみに書入がある。こうして詳密な書入の一枚と書入のない一枚が隣接することもある。

ただし、この場合、本文の連続により三枚の切を簡単にツレとしてしまえるか否かは問題がある。と言うのは、この辺りは卷十四の巻頭近くで、しかも長い詞書は含まれていない。巻頭で面を改めて書き始めれば、しばらくは一面に収まる和歌は一定となる。この場合も三枚の切がツレか否か問題を残していると言えるだろう。

以上のような状況を考えると、複数種の石見切を完全に弁別するのは現段階では不可能で、種々の推定はかえって混乱をきたす恐れがあると言わなければならない。そこで、当面は書入のある切と書入のない切に機械的に分け、書入のある切について、特にその書入の性格を検討するに止めることとする。

その検討にはいる前に、若干確認しておくべきことがある。まず石見切は建長八年奥書本とも、弘安元年奥書本とも直接の関係を有しないということである。

建長八年奥書本は南北朝期の転写本であるから、石見切の中に、建長八年奥書本の原本が含まれていても不思議ではない。しかしながら、現在知られる石見切の中に、建長八年奥書本と同一もしくは類似の書人を持つものはなく、両者に何等かの関係が存在する可能性は全くない。

次に、弘安元年奥書本には二箇所の落丁と一箇所の貼紙脱落がある。つまり、514下句―532上句、848詞書途中―852詞書途中、970和歌―971詞書、の三箇所である。現在のところ、石見切中にこれらの欠落箇所は発見されていない。要するに、弘安元年奥書本の欠落箇所は発見されていない。結局、石見切は建長八年奥書本でも弘安元年奥書本でもない、別の寂恵筆本である。

次に、石見切の本文は何を底本にしているかを考える。既述のごとく、石見切は複数の伝本の切であるので、それらを弁別しないで本文を論じるのは、無謀であるが、ともかく、一応本文を検討して見る。

ここで、石見切を書入有と書入無に分けて一覧する。詳細は小林氏の集成に譲り、少しでも残存していれば歌番号を記し、切の替り目は中黒で表示する。

書入有：343―346・352\*―354・382―384・619―622・682―685・697―699・

703―705・705―706・721\*  
874―876 724・736―737・752―755・807\*  
809・859―860

書入無：209―212・469―471・478―480・577―579・637\*  
677―679・682・692・703・704・723\*  
674・746・763―767・806・809・830\*  
745 831・886―890・900・902・929・990―  
991 1002 1002―1003 1025―1028・1057―1061  
1067 1068 1069 1070

(\*は定家本の勅物を有する切。後述)

さて、機械的に書入有と書入無に分類したと述べたが、一つだけ例外がある。それは定家本が本来有する定家による勅物である。前掲の書入有と書入無の弁別一覧に\*印を付したものが、定家の勅物を有する切である。書入無に分類した四枚は定家の勅物はあるが、それ以外の書人のない切である。

これを見ると、定家の勅物は書人のある切にも、書人のない切にも存しており、いずれも定家本で定家の勅物を有するとしてもよさそうである。中でも、重複箇所である書入を有する入曾神氏蔵の721和歌―724作者の切と書入のないMOA美術館蔵の723和歌―725の切の双方ともに724作者を「かはらの左大臣融」としている点は「融」の注記が定家の勅物であることから、書入有、書入無のいずれもが定家の勅物を有する定家本であるこ

とを示唆するものである。

また、現存の切の範囲においては、定家の勳物が存すべき箇所<sup>所</sup>に勳物が見当たらない例はほとんどないことから、寂恵は石見切を書写するに際し、定家の勳物を一貫して書写していることが見てとれる。

それでは、石見切の底本は定家本中いずれの本であろうか。建長八年奥書本では貞応元年十一月廿日本が、弘安元年奥書本では貞応二年七月廿二日本が底本となっていることはすでに明らかに<sup>ら</sup>なっている。

しかしながら、石見切はごく一部しか残存していない上、複数種（おそらくは二種、仮に三種以上あったとしても、現存の切の大部分は二種のいずれかであろう）あるため、判定は難しい。それでも現存の切の範囲で本文と定家の勳物を検討してみると次のようになる。

後述するように、石見切の書人と弘安元年奥書本の書人には密接な関係がある。従って弘安元年奥書本が貞応二年本を底本として<sup>て</sup>いるなら、石見切の底本としてまず貞応二年本である可能性を考<sup>え</sup>るべきであろう。しかしながら、比較してみると、石見切を貞応二年本とするには不審な点が多い。

まず先ほどの724作者「かはらの左大臣」に「<sup>悪</sup>」の勳物があるのは、貞応元年本、嘉祿二年本、伊達家旧蔵本であり、貞応二年本にはない。

また、640「しの、めの」の作者「<sup>籠</sup>」に「<sup>説ウツク</sup>」と注するものも貞応元年本、嘉祿二年本、伊達家旧蔵本と一致し、貞応二年本と異なる（ただし、梅沢本には存する）。

また、737「今はとて」の作者「近院の右のおほいまうちぎみ」に定家本本来の勳物がない<sup>の</sup>のは、貞応二年本と異なる。貞応二年本には「能有、文徳源氏、右大臣左大将」とあり、貞応元年本、嘉祿二年本、伊達家旧蔵本には「能有」とのみ注がある。

その他、740「あふさかの」に「昇、延木八年中納言、九年民部卿、十四年大納言」と注する（貞応二年本は「延木八年」の次に「二月」がある）こと、807「あまのかる」の作者を書入有、書人無の二種の切とも「典侍藤原直<sup>ナホチ子</sup>子朝臣」とする（貞応二年本は「典侍藤原なほいこの朝臣直子」こと、831「うつせみは」に「昭宣公、寛平三年正月薨、五十六、太政大臣関白始」と注する（貞応二年本は「太政大臣関白始」を欠く、ただし梅沢本にはある）ことなど、貞応二年本と異なり、貞応元年本、

嘉禄二年本、伊達家旧蔵本と一致している。

また、745「あふまでの」の詞書に「いそぎて」と「て」があるのは嘉禄二年本と伊達家旧蔵本に一致し（ただし、両本とも「て」は傍書、後者は朱書）、746「かたみこそ」第四句に「わする、ことも」とあるのは、嘉禄二年本のみ「事」をすりけし「時」に改めていることとの関連も考えられる（諸本「時」）。その他、831「うつせみは」詞書に「おさめけるのちに」とあること、100詞書に「哥よませたまうける」と「哥」のあるのも、嘉禄二年本に一致する。

このように、概して貞応二年本に一致しない箇所が多い。

なお、石見切で定家本系諸本を逸脱する本文としては、705「かず／＼に」詞書に「あめのふりげなるを」とある（通常は「あめのふりけるを」例がある）。

それでは、石見切は貞応二年本とは異なる他の定家本を底本としていると言つてよいのであろうか。実はそう簡単ではない。これまで、貞応二年本として比較して来たのは、冷泉家本と梅沢本であった。しかし、寂恵本（弘安元年奥書本）も貞応二年本であるから、それとの比較も重要である。すると、先にあげた箇所で弘安元年奥書本は微妙な異同を示すことが多い。

724作者「かはらの左大臣」に通常の貞応二年本と異なり「融」の注記がある（石見切と一致）。ただし、その注記は墨色を異にする（朱か）。

640作者「籠」に貞応二年本と異なり「一説ウツク用之」と注記がある（石見切と一致）。この部分は墨色同じ。

737作者「近院の右のおほいまうちぎみ」に「能有、文徳源氏、右大臣左大将」と注記する（貞応二年本と一致、石見切と異なる）。ただし、この注記すり消しの上より書かれている。

740「あふさかの」の詞書に「昇、延喜八年二月中納言、九年度部卿、十四年大納言」と注記する（貞応二年本と一致、石見切と異なる）。この注記、字句の異同の他に施注の位置に違いがある。貞応二年本のみが、弘安元年奥書本も含めて詞書「中納言源の、ほるの朝臣」の右傍に注記するが石見切を含めて他の定家本は注記を作者「閑院」の下に施している。

807作者を初め「典侍藤原なほこの朝臣」とし、墨色の異なる筆で「なほいこ」を消して「直子」と改める（貞応二年本は「なほいこ」、石見切は「直子」）。

831「うつせみは」に「昭宣公、寛平三年正月薨、五十六、太政大臣閑白始」と注記する（貞応二年本と異なり「太政大臣閑

白始」を有す。石見切に同じ。墨色は同じだが、施注の位置を詞書の終りから、「ほりかはのおほきおほいまうち君」の右傍に移す。貞応二年本は詞書の終りに施注するが、石見切を含め他の定家本は概ね「ほりかはのおほきおほいまうち君」の右傍に施注する。

745 「あふまでの」の詞書は「いそぎかへるとて」であるが、「ぎ」の下に「て」を補入し、「俊師説」と注する。

746 「かたみこそ」の第四句は「わする、ことも」とあり、「トキ俊」とする。

831 「うつせみは」の詞書は「おさめてけるのちに」の「て」を墨色を異にする筆で見せ消し、「て俊」とする。

略詞書において「哥」が墨補入されている。

705 「かずく」の詞書は「あめのふりけるを」の「け」の下に「な俊」と注記する。

こうして見ると、石見切が貞応二年本と本文、勅物を異にする場合、その多くは弘安元年奥書本の見せ消ちや校異と微妙に関わっていることがわかる。

また、弘安元年奥書本は見せ消ちや校異でしばしば本文が錯綜しているが、石見切にはそのような現象が見られない。

以上を総合すると、次のような可能性が考えられよう。

一は、弘安元年奥書本と石見切の底本は別々で、弘安元年奥書本は貞応二年本を、石見切は別の定家本を用いた。

もう一つは、両者の本文は関係があり、弘安元年奥書本の複雑な書写面を取捨選択して石見切の本文が成立した。(石見切を書写して弘安元年奥書本の本行本文が成立するとは考え難い。) いずれの可能性も考えられるが、稿者は、次述するように、両者の書入が密接な関係を有するにもかかわらず、単純な継承関係にないことと同じく、本文においても、単純な書承関係にはなく、底本を異にするのではないかと考えるものである。

ここで、石見切の書入について検討したい。

石見切の書入には様々の性格のものがあるが、大体次の三つに分類出来る。

ア、本文の校異

イ、人名の注

ウ、語釈あるいは和歌の注釈

石見切はこのうちウに重点があり、ア、イの書入は少ない。この点、ア、イ、ウの注記がいずれも詳密な弘安元年奥書本とは異なる。

しかしながら両者の書入を比較すれば密接な関係があることは明らかである。

まず、類似著しい例をあげる。

石見切

典侍藤原直子朝臣

807 あまのかるもにすむ、しのわれからと

ねをこそなかめよをばうらみじ

いなばもとよのおほきみの女

808 あひみぬもうき身もわがみのからころも

おもひしらずもとくるひもかな

寛平御時きさいの宮の哥合のうた

すがの、たゞをむ忠臣

〔807作者〕貞観十八年従五〔下〕、延喜二年正四下

〔807和歌〕新撰在<sub>二</sub>雑部<sub>一</sub>、ワレカラハ和布ノリナドニツキタル

コガヒナリ

〔808作者〕一首、基世王、二品式部卿仲野親王一男、貞観九年

従四下、元慶八年山城守、仁和五年因幡權守

〔809作者〕一首、子細不<sub>二</sub>分明<sub>一</sub>、詩人、唐名達音是歟

弘安元年奥書本該当部分

典侍藤原なほ直子この朝臣

807 あまのかるもにすむ、しのわれからと

ねをこそなかめよをばうらみじ

いなばもとよのおほきみの女  
元代玉女後

808 あひみぬもうき身もわが身のからころも

おもひしらずもとくるひもかな

寛平御とき、さいの宮の哥合のうた

すがの、たゞをむ忠臣

〔807〕清如伊勢物語、水尾御時内侍五条后ノイトコナリ、アマリアアリテクラニコメラレテヨメルナリ、殿上ニアリケル在原ナリケルオトコニアヘリトイヘルハ、若葉平歟、又御息所ハ染殿后ノイトコトアルハ二条后云、

〔807作者〕一首、貞観十八年従五位下……、延喜二年正四位下

〔807和歌〕新撰有<sub>二</sub>雑部<sub>一</sub>

〔808作者〕一首、基世王女、基世王、二品式部卿仲野親王一男、

貞観九年従四位下、元慶八年山城守、仁和五年因幡權守、（以下別時書入）或人云、稻葉也云、

〔809作者〕一首、子細不<sub>二</sub>分明<sub>一</sub>、詩人、唐名達音是歟

両者を比べれば著しく類似していて関係を有することは疑え



ない。今それぞれの出典を指摘すると、石見切の〔807作者〕注

は、おそらく『古今和歌集目録』を簡略にしたもの（弘安元年

奥書本の「……」は省略を意味する）、〔807和歌〕注の中、「新

撰在〔雑部〕とあるのは清輔本の勸物（歌頭右肩の合点も清輔

本より移記）、「ワレカラハ云々」は「頭注密勘」にほぼ同文あ

り、〔808作者〕〔809作者〕注はともに『古今和歌集目録』による。

一方にしかないのは、石見切の「ワレカラハ云々」と弘安元

年奥書本の〔807〕注「清如ニ伊勢物語ニ云々」の清輔本勸物と

〔808作者〕の「元代王女俊」とする俊成本との校異である。歌

頭の合点は808にも付す弘安元年奥書本の方が正しい。

このように両者は類似するが、一方でそれぞれ独自の注もあ

り、また、同一注も書入位置が異なる場合があつて、その関係

が一筋縄に行かないことを示している。

もう少し例を挙げてみる。書入の少ない箇所である。

石見切

382 かへるやまなにぞはありてあるかひも

ハ俊

きてもとまらぬ名にこそありけれ

こしのくにへまかりける人によみてつかはしける

383 よそにのみこひやわたらむしらやまの

ゆきみるべくもあらぬわが身は

をとほの山のほとりにて人をわかるとよめる

つらゆき

384 をとはやまこだかくなきてほと、ぎす

君がわかれをおしむべらなり

〔382和歌〕（「かへるやま」に傍注）越前

〔383和歌〕（「しらやま」に傍注）越前

弘安元年奥書本該当部分

382 かへるやまなにぞはありてあるかひも

ハ俊

きてもとまらぬ名にこそありけれ

こしのくにへまかりける人によみて

つかはしける

383 よそにのみこひやわたらんしらやまの

ゆきみるべくもあらぬわが身は

をとほの山のほとりにて人をわかる

とよめる つらゆき

384 をとはやまこだかくなきてほと、ぎす

きみがわかれをおしむべらなり

〔382和歌〕（頭注）カヘル山越前

〔383和歌〕（頭注） 白山越前

382第三句の校異は意味が今一つ明らかでないが、両者に何らかの関連があることは見てとれる。また、「かへるやま」「しらやま」の歌枕の所在に関する注は、形式は異なるが内容は同一である。384詞書「をとほの」の「の」の有無に関する弘安元年奥書本の校異（ただし、どの本に「の」がないのか不明、それとも貼紙脱落か）は石見切にはない。

以上のように、一致もしくは類似する箇所もあるが、異なる箇所も多い。次などはその例である。石見切の二枚連続する箇所なのでそのようにして示す。

石見切

ことしげくともたえむとおもふな

この哥はかへしよみてたてまつりけるとなむ

704さと人のことはなつの、しげくとも

かれゆくきみにあはざらめやは

藤原敏行朝臣のなりひらの朝臣の家

なりける女をあひしりてふみつかはせり

けることばに、いま、うでく、あめのふりげ

なるをなむ見わづらひ侍といへりけるをき、て

かの女にかはりてよめりける」

在原業平朝臣

705かずくにおもひおもはずとひがたみ

身をしるあめはふりぞまされる

ある女のなりひらの朝臣をところさ

だめずありきすとおもひてよみて

つかはしける

よみ人しらず

706おほぬさのひくてあまたになりぬれば

おもへどえこそたのまざりけれ

〔703和歌〕春コガヒシテ夏ヒケバ夏ビキノイト、イフ、手シテ

ヒケバテビキノイト、イフ、手ヤミモセズイトラクルヤウニ、

コトハアリトモワレヲタエズオモヘバナリ、人ゴトハ人ノイヒ

サハグライフ

〔705和歌〕カズくニハコトくナドイフ心ナリ、オモフラム

コ、ロザシノホドヲツクシテトフベキニアラズ、アメニヌレテ

キタラバ心ザシトシリ、コズハサシテオモハズトシラムトナリ、

ワガミノホドヲシラムズレバ、身ヲシル雨トイフ、涙ライフ

〔705和歌〕（身をしるあめ）に傍注）涙也

〔706和歌〕オホヌサハ人ノモトゴトニヨレドモトマラデスグ  
レバヒクテアマタトイフ

弘安元年奥書本該当箇所

ことしげくともたえんとおもふな

このうたはかへしによみてたてまつりけるとなむ

704さと人のことはなつの、しげくとも

かれゆくきみにあはざらめやは

藤原敏行朝臣の俊無のなりひらの朝臣の

家なりける女をあひしりてふみ

つかはせりけることばに、いま、うでくあめ

のふりけるをな俊なんみわづらひ侍とぬると俊

いへりけるをき、てかの女にかはりて

ヨメル俊  
よめりける

在原業平朝臣

705かず／＼におもひおもはずとひがたみ

身をしるあめはふりぞまされる

ある女のなりひらの朝臣をとこさ

だめずありきすとおもひてよみて

つかはしける

よみ人しらず

706おほぬさのひくてあまたになりぬればトマラネバ(貼紙)

おもへどえこそたのまざりけれ

〔704和歌〕顕注云、里ノ人ノイヒサタスルコト、イフ也、コト

ハ言也、シモニ、ウツセミノヨノヒトゴトノシゲ、レバトイフ

モ同心也、アハザラメヤハトハ、アハザラムヤハト云詞也

〔705詞書〕顕注云、イマ、ウデクトイフハ、ソレヘユカムズト

イフナリト教長卿注セリ、今案ニ、マウデクトイフハ、マウツ

ル心也、マウヅハマイルナリ、參詣スベキ也、伊勢物語ニハ此

詞ハカ、ズ、アメノフリヌベケレバナムミワヅラヒハベリヌル、

ミサイハイアラバコノアメハフラジ、トイヘリケレトカケリ、

後撰ノコトバニ、イマ、ウデコム時トカケリ、ソレハイハレタ

リ、コレハタゞイマユクヲイマ、ウデクトアレバ人ノイハムズ

ルヤウニキコユルナリ

〔705和歌〕伊勢語

石見切と弘安元年奥書本はともに多くの書人を有するが、全

く一致しない。注釈的書人は双方にあるが別である。今、該当

歌における『顕昭古今集注』と『顕注密勘』の注釈を掲げると

次のごとくである。

顯昭古今集注（日本歌学大系別卷四、298—300頁）

〔703〕イトハ春コガヒシテ、ナツヒケバ夏引ノ糸ト云。手シテヒケバ、手引ノ糸ト云ナリ。テヤミモセズ、イトラクルヤウニ、コトハアリトモ、ワレヲタエズオモヘトナリ。但、ヒトゴト、オクニクハシク注セリ。可レ思合心歟。

〔704〕（前略）顯昭云、サトビトノコト、ハ、里ノヒトノイヒサタスルコト、イフ也、コトハ言ナリ。シモニウツセミノヨノ人ゴトノシゲ、レバト云モ、同心ナリ。（中略）或人云、ナツノハ夏野ナリ。アハザラメヤハトハ、アハザラムヤハト云詞ナリ。

〔705〕イマ、ウデクトイフハ、ソレヘユカムズトイフナリト、教長卿注セリ。今案云、マウデクトイフハマウヅル心ナリ。マウヅハマキルナリ。参詣スベキ也。伊勢物語ニハ此詞ハカ、ズ。アメノフリヌベケレバナム見ミワヅラヒハベリヌル。ミサイハヒアラバ、コノアメハフラジトイヘリケレバトカケリ。後撰ノコトバナニハ、イマ、ウデコムトキトカケリ。ソレハイハレタリ。コレハタゞイマユクラ、イマ、ウデクトアレバ、ヒトノイハムズルヤウニ、キコユル也。

顯注密勸（日本歌学大系別卷五、232—233頁）

〔703〕（前略）糸は春こがひして夏引ばなつびきの糸と云、手してひけば手びきのいと、云也。手やみもせず糸をくるやうに、事はありとも我をたえずおもへとあり。人ごと、は、人のいひさわぎなどする言也。（後略）

〔705〕かずくとは、ことくなど云心也。毎事に云也。数は事をつくす義也。されば思らむ志の程をつくしてとふべきにあらず。只雨のふらむにぬれくきたらむは、たぐひなき志としり、又ふるとしてこずば、さしも思はざりけりとしらむとよめる也。我身の程をしらせんずれば、身をしる雨とは云也。是を本にて、今の世の人身をしる雨とはよみ待るとぞみゆるを、涙を云ぞなど申人もあれども、いかゞ待べからん。今案に、涙ぞと申人は一定僻事也。ふるくよめる、皆あめのふるに付て詠也。

（以下略）

（密勸）かずくレに身をしる雨、ひとつに同ニ此説。涙と云事勿レ論。

（参考、六卷抄『中世古今集注釈書解題』卷三、465頁）身をしる雨。涙也。歌ノ心ハアラハナル歟。数くレ二人ノ心ヲバ何トコトムシテ問ベキゾ。雨ノフルニモヨラズキタラバ志ヲシラント云歟。只涙バカリヲバイフベカラズ。雨ニヨセテイフ也。

〔706〕おほぬさは、祓するに陰陽師のもちたるくしにさしたる

四手也。祓はてぬれば、是を各ひきよせつゝなづる物なれば、人のものとことによれども、とゞまらでずぐれば、ひく手あまたにとまらねばとよめるなり。(後略)

(参考、奥義抄、日本歌学大系卷一、333頁) おほぬさははらへするに、陰陽師のもたらくしにさしたるしでなり。はらへはてぬれば是をおのゝ引きよせつゝなづるものなれば、人のものとことによれどもとゞまらでずぐれば、引手あまたにとまらねばとよめる也。(後略)

順に見て行くと次のようになる。

石見切〔703和歌〕注は、『顕昭古今集注』『顕注密勘』ともに類似するが、末尾が「人ゴトハ人ノイヒサハグライフ」とあるので、『顕注密勘』によつたと思われる。

次の石見切の〔705和歌〕注はやや簡略だが、やはり『顕注密勘』によつたのであろう。ただし、『顕注密勘』は顕注、密勘ともに「身をしるあめ」を涙とすることを否定しているが、石見切には「涙也」としている。『六巻抄』が「涙也」としていることにより、有力な説であったことは確かである。

石見切〔706和歌〕注も『顕注密勘』を簡略にしたものであろう。

こうして、石見切のこの部分の注釈は全て『顕注密勘』によつていと認められる。

一方、弘安元年奥書本は次のごとくである。

〔704和歌〕注は『顕昭古今集注』によつたと考えられる。なお、『顕注密勘』はこの歌には注がない。

〔705詞書〕注も『顕昭古今集注』によつている。先の引用で比較すれば明らかのように、この箇所は『顕昭古今集注』と『顕注密勘』では注釈の対象とする語句が異つている。前者は詞書の「いま、うでく」に注し、後者は和歌第一句「かずく」に注を加えている。その違いがそのまま弘安元年奥書本と石見切の書入の違いに反映されている。

石見切と弘安元年奥書本においてこのような現象がしばしばおこるわけではないが、弘安元年奥書本の注釈的書入が為氏の講義や意図を反映しているとするならば、あえて『顕昭古今集注』を用いるのはいぶかしく、起こり難い現象と言わなければならぬであらう。

また、次のような例もある。

石見切

752 見ても又またもみまくのほしければ

なる、を人はいとふべらなり

きのともものり

753 雲もなくなぎたるあさのわれなれや

いとはれてのみよをばへぬらん

よみ人しらず

754 はながたみめならぶ人のあまたあれば

わすられぬらんかずならぬ身は

755 うきめのみおひてながる、うらなれば

ミダレ、後

〔753 和歌〕晴タルツトメテ也、最晴ニソフル也、海ニナギト云

ハ風フカキナミタ、ヌヲモイフ、アサナギ、ユフナギハ、朝夕

ニ風ノキルコトノアル也

〔754 和歌〕答箒カツミ、小籠ナドイヘリ、竹籃トモカケリ、コ

ノメハオホカレバ、メナラプトイフ、花ナドツミイル、籠ヲハ

ナガタミトイフ、アマタノ人ヲミレバワスレニケムトソ

ヘタリ、アマタノ人メヲナラベテアレバトナリ

弘安元年奥書本該当箇所

752 見てもまた又もみまくのほしければ

なる、を人はいとふべらなり

753 くも、なくなぎたるあさのわれなれや

よみ人しらず

754 はながたみめならぶ人のあまたあれば

清同、普通ハメナラフ人ノ、御本如此云

わすられぬらんかずならぬ身は

755 うきめのみおひてながる、浦なれば

みだる、後

弘安元年奥書本はこの箇所は本文の校異のみで、注釈的書人

はない。なお、校異のうち、754 第二句「めならぶ人の」に「清

同、普通ハメナラフ人ノ、御本如此云、」とあるのは「清同」

のすぐ上に現在脱落した付箋があり、「めならぶいろの（ここ

に、「某本」とあつた可能性あり）」と書かれていたと推定する。

つまり、清輔本、雅経本（新院御本）は「めならぶいろの」と

あり、校異のうち「普通ハメナラフ人ノ、御本如此」の字句

は清輔本の勘物であるからである。なお、弘安元年奥書本にお

いて校異に関わる付箋には、時折脱落の可能性が有ることにつ

いては、この754の箇所も含めてかつて指摘したことがある。<sup>(30)</sup>

ここで石見切の753 754の注釈的書人に比較すべき「顕昭古今集

注「頭注密勘」の注釈を示すこととする。

顕昭古今集注（日本歌学大系別巻四、309—310頁）

〔753〕ナギタルトハ晴タルナリ。サテクモ、ナクトハヨムナリ。ソレライトハル、ニソヘタリ。ワガ厭ハル、ヲ最晴トソフルナリ。又海ニナグトイフハ、風フカデナミタ、ヌライフ。アサナギ、ユフナギトハ、朝夕ニ風ノキルコトノアルナリ。(後略)

〔754〕ハナガタミトハ筈箒トカキテカタミトヨメリ。小籠ナリトイヘリ。竹籃トモカケリ。サレバ花ナドツミイル、籠ヲ、ハナガタミトハイフナリ。メナラブイロトハ、普通本ニハメナラブヒト、アリ。両證本ニハ、メナラブイロトアリ。籠ノ目ハオホカルモノナレバ、目ナラブトイフ。アマタノヒトヲミタレバ、ワレハワスラレニケムトソヘタルニヤ。教長卿ハ、アマタヒトニアヒニケレバト注セリ。或人ハ、妻ドモノアマタ目ヲ並ベテアレバ、カズナラ又我ハワスラレニケムトヨメルナリ。今案ニ、男ノ歌ノ心ニテモ、女ノ歌ノ心ニテモ、タガフマジ。アマタヲミナラベタル目ナレバ、ハヅカシキヨシナリ。(後略)

顯注密勘(日本歌学大系別巻五、238—239頁)

〔753〕なきたるあさとは、晴たるつとめて也。さて雲もなくとはよむ也。それをいとほるゝにそへたり。我厭を最晴にそふる也。又海になくと云は、風ふかで浪た、ぬをも云。あさなき、ゆふなきとは、朝夕に風のおぬ事のある也。(後略)

〔754〕花がたみとは筈箒とかきてかたみとよめり。小籠などいへり。竹籃ともかけり。されば花などつみいる、籠をはながたみとは云也。めならぶ色とは、常の本には目ならぶ人とあり。籠の目はおほかる物なれば目ならぶと云。あまたの人をみれば我はわずれにけんとそへたるにや。あまたの目をならべてあればと云也。(以下略)

(密勘)目ならぶ人を用。

この場合、『顯昭古今集注』と『顯注密勘』がかなり類似しているため、石見切がいずれによつていられるか、まよふところがある。しかしながら、細かい字句を見ると、石見切の〔753和歌〕の注に「晴タルツトメテ也」とあるのは『顯注密勘』の「なきたるあさとは、晴たるつとめて也。」に対応しており、〔754和歌〕の注「アマタノ人メヲナラベテアレバトナリ」は『顯注密勘』の「あまたの目をならべてあればと云也。」に対応しており、いずれも『顯注密勘』によつていられると考えられる。

このように、石見切は弘安元年奥書本以上に『顯注密勘』に依拠しているが、そのような例ばかりではない。次のような例もある。

石見切

619 よるべなみ身をこそとをくへだてつれ

心は君が、げとなりなき

620 いたづらにゆきてはきぬるものゆへに

みまくほしさにいざなはれつゝ、

621 あはぬ夜のふるしらゆきとつもりなば

われさへともにつねべきものを

この哥はある人のいはく、かきのもとの人まろが哥也

なりひらの朝臣

622 あきの、にさ、わけしあさのそでよりも

あはでこし夜ぞひちまさりける

〔619和歌〕無縁ニサシハナレタル也、源氏ニ賀茂祭日ヨルベノ

水トヨメルハ社頭ニ神水トテ瓶ニイレタル也

〔620和歌〕イザトサソハルトイフナリ

〔622和歌〕朝也、非レ麻

弘安元年奥書本該当部分

619 <sup>ヨルヘナミ</sup>よるべなみ身をこそとをくへだてつれ

こゝろはきみがかげとなりなき

620 いたづらにゆきてはきぬるものゆへに

見まくほしさにいざなはれつゝ、

621 あはぬよのふるしらゆきとつもりなば

われさへともにつねべきものをきえぬべきかな以上スリ消シ後ハ後無

この哥はある人のいはく、かきのもとの

人まろがうた也

なりひらの朝臣

622 <sup>アキ、リニ消</sup>あきの、にさ、わけしあさのそでよりも

あはでこしよクル後ぞひちまさりける

〔620和歌〕密云、イザナハルトハイザトサソハルト云事也

清如伊勢物語ニ云、直子事マテナガサレタルトコロヨリヨル

〈キテ空帰テ人ノクニ、テウタヘル哥也、在原ナルオトコ(ニカ)ア

ル業平歟

〔622和歌〕清伊勢語云、ムカシオトコアリケリ、アハレトモ

イハザリケル女ノサスガナリケルガモトニイヒヤリケル、アキバ

リニサ、ワケシアサノ……、イロゴノミナル女カヘシ、ミルメ

ナキワガミヲ……、然者此哥返哥歟、返字無、如何

弘安元年奥書本は清輔本動物を書き入れるが、注釈的書入は

石見切の方が多い。

僻案抄（日本歌学大系別巻五、317頁）

〔619〕よるべとは、たとへばたちよりのむ縁などあるあたり



を云也。無縁にさしはなれたるを、よるべなしとはいふ也。

この事、たゞよるべといふ詞にて、歌にもよみ、詞にもかけば、

昔の人は疑思事もなく、いひつたへたるを、ちかき世に、物の

よししらず、ふるき事を見ざとらぬもの、賀茂政平也、源氏物語に、賀茂

祭日よるべの水とよみたるは、社頭に神水とて、瓶にいれたる

水也など、自由にいひいでたるは、いたづら事也。おなじ物語

のかたはらの巻々をだに見ざりける、いふかひなき事也。(後

略)

顯昭古今集注(日本歌学大系別卷四、274頁)

(620) イザナハルトハ、サソハルト云事也。(後略)

顯注密勘(日本歌学大系別卷五、214頁)

(620) いざなはるとは、いざと誘引ると云事也。(以下略)

石見切(619和歌)注が『僻案抄』に類似しながら、『僻案抄』

の否定する説を書き入れているのは不審である。

また、石見切、弘安元年奥書本の(620和歌)注はいずれも

『顯注密勘』によるとおほしい。

このように、石見切の書人は弘安元年奥書本の書人と同じく

『顯注密勘』以外の注釈も用いている。

さらに次のような例もある。

石見切<sup>353</sup>

もとやすのみこの七十の賀のうしろ

の屏風によみてかきける

きのつらゆき

352 春くればやどにまづさくむめのはな

君がちとせのかざしとぞみる

素性法師

353 いにしへにありきあらずはしらねども

ちとせのためし君にはじめむ

354 ふしておもひおきてかぞふるよろづよは

(352和歌) 梅ニカギラズヒバラヲモカザシトヨメリ、カザシノ

花ハマキ人ノハサクラ、陪従ハヤマブキ、サダマレル事ナレド、

ヤハタニハ藤ノ花ヲカザスナリ

(353和歌) 人代ハジマリテ千年ノ寿考ハナキヲ君ニハジメムト

ナリ

弘安元年奥書本該当部分

もとやすのみこの七十の賀のう

しろの屏風によみてかきける

きのつらゆき

352 はるくればやどにまづさくむめのはな

きみがちとせのかざしとぞみる

素性法師

353 いにしへにありきあらずはしらねども

ちとせのためしきみにはじめむ

354 ふしておもひおきてかぞふるよろづ世は

〔352和歌〕梅ニカギラズヒバラヲモカザシトヨメリ、カザシノ  
ハナハマヒ人ノハサクラ、陪従ハヤマブキ、サダマレル事ナレ  
ド、ヤハタニハフジノハナヲカザスナリ

〔353和歌〕人代ハジマリテ千年ノ寿考ハナケレバチトセノタメ  
シキミニハジメトヨメリ

この部分、石見切と弘安元年奥書本の書入はほとんど同一であるが、注釈的書入は他に類似のものが見出せない。

以上のように、石見切と弘安元年奥書本の書入とを比較してみたが、両者に密接な関係があることは疑えないが、どちらか一方がもう一方を、増補もしくは簡約したというような単純なものでないことは明らかである。また、いずれが先に成立したかも明らかでない。石見切を書入有と書入無に便宜分類したことにより、書入有の切のみを弘安元年奥書本と比較すると、大

体次のようになる。

ア・本文の校異は弘安元年奥書本の方が詳細である。

イ・人名の注（定家の勅物を除く）は両者『古今和歌集目録』に類似しており、ほぼ同じである。

ウ・注釈は同一もしくは類似のものが多いが、相互に有無や出入りがあり、いずれかが一方的に詳細というわけではない。

そこで、前章以来問題として来た弘安元年奥書本の書入は為氏の講義をどの程度反映しているかという問題がまたしても生ずる。

仮に石見切が弘安元年奥書本より早く成立していたとするなら、注釈的書入の基本は両者さして違っていないので、それらの書入は為氏とは無縁で、為氏の関与は清濁や声点などのごく一部に限られるとする説が有力となるであろう。為氏が寂恵に対して弘安元年以前にこのように詳細な講義をしたとは考えにくいからである。

また、石見切の書入は為家の講義、弘安元年奥書本の書入は為氏の講義として、そのための類似とする可能性を主張する説が生じるかもしれないが、考慮に値するか否か疑問である。

逆に石見切の成立を弘安元年奥書本の後とすれば、両者の書

入の類似から弘安元年奥書本の書入がいかなる性格を有するかにかかわらず、石見切は本文、書入ともに弘安元年奥書本を直接間接を問わず何らかの形で参照して成立したと思われるから、当面の問題の解決にはあまり役立たないことになろう。

結局、この問題については現段階では結論は出せないと考える。

ただし、稿者がこれらの注釈的書入に、為氏の関与を認めることに消極的なのは、既述のように弘安元年十一月上旬という為氏が多忙な時点である点と、あまりに既成の注釈に頼りすぎている点に不審を抱くからである。また、仮に寂恵が為氏に受けた講義を想定するならば、比較のための手がかりとして『六巻抄』があるが、寂恵の書人と『六巻抄』の注釈とにさしたる類似が認められない点をどう解釈すべきかという問題が生ずるのであろう。

〔注〕

- (1) 本稿の主要な参考文献を次に掲げる。それらの引用に当っては、執筆者名のみを表わし、論文名等を簡略にさせていただいた場合がある。

「寂恵本古今和歌集複製」(古文学秘籍叢刊、解説、三条西公正氏、昭8・9刊)

「伊達家本古今和歌集複製」(貴重図書影本刊行会、解説、山岸徳平氏、昭13刊)

西下経一氏「古今集の伝本の研究」(昭29刊)

久保田淳氏「順教房寂恵について」(国語と国文学)

昭33・11、「中世和歌史の研究」平5刊所収)

久曾神昇氏「古今和歌集成立論 研究編」(昭36刊)

久曾神昇氏「古筆切影印解説 I 古今集編」(平7刊)

小松茂美氏「古筆学大成」第五卷(平1刊)

小林強氏「古筆学大成」4巻及び5巻関係・「古筆学

大成」未所収の主要伝称筆者関係の古今集切一覽稿

「自讀歌注研究会会誌」8平12・10、本稿では以下「一覽稿」と略称する)

(2) 拙著『六条藤家歌学の研究』(平11刊、169―178頁、419―

421頁、初出「斯道文庫論集」26平4・3、「三田国文」

10昭63・12)。

(3) 拙著419頁とは訓みを改めた。

(4) 拙著419―421頁。

- (5) 久保田氏注(1) 論文。
- (6) 拙著421頁。
- (7) 西下氏著書137頁、234頁、拙著169頁以下。
- (8) 拙著177-178頁。
- (9) 後述するが、本書は石見切とも関係を有しない。
- (10) 西下氏著書138頁。
- (11) 竹本元暉・久曾神昇両氏『建久二年俊成本古今和歌集と研究』(未刊国文資料、昭34刊)、久曾神氏著書研究編136-137頁。
- (12) 『系図纂要』(昭49刊)所収の「安倍氏系図」によれば、範元(寂恵、資宣男)の子として、邦連、忠顕、英倫(密奏、大学助、陰陽少允、従五上)の三人を挙げる。忠顕は寂恵の奥書を有する顕昭『日本紀歌注』奥書中に、「故順教房子息前天文博士忠顕朝臣」と見える(拙著910頁)。
- (13) 日本古典文学会複製、解説、山岸徳平氏、昭49刊。
- (14) 拙著174-175頁。なお、この箇所付箋の脱落を早く指摘された方がいることに気づいた。竹岡正夫氏である。
- 『古今和歌集全評釈』(昭51刊)下巻、849頁で「九七〇ノ歌ト、九七一の詞書トヲ補書貼紙スルモ、脱」と注記されている。
- (15) 久曾神氏『古今和歌集成立論 資料編下』(昭35刊)の翻字には真名序のかなりの文字が記されているが、複製本では多くは読みえない。わずかに「然而神世七」が認められるくらいである。
- (16) 冷泉家時雨亭叢書第二巻『古今和歌集嘉祿二年本 古今和歌集貞応二年本』(解題、片桐洋一氏、平6刊)32-34頁。
- (17) 勿論、定家は古今集を十数回も書写しているので、本書が貞応二年本に近い本文を有するからと言って、貞応二年本とは限らないのではあるが、為家、為氏と師弟関係にあった寂恵の書写本であることも考慮に入れれば、貞応二年本と断じて差支えない。
- なお、本書は嘉祿二年本に一致する本文が傍記、朱訂等で表わされていることが非常に多い。
- (18) 拙著169頁以下。
- (19) 弘安元年奥書本の書人については、竹岡正夫氏『古今和歌集全評釈』(昭51刊)所収の翻刻も参照した。

(20) 久曾神氏著書研究編135―136頁。

(21) 拙著358頁以下。

(22) 「わがうへに」(863)、「あれにけり」(984)の二首は『伊勢物語』の歌で、前者は五十九段、後者は五十八段にある。「伊勢物語」の古注には本説を説くものが多いが、直接の関係をうかがわせるものは見当らない。わずかに、『冷泉家流伊勢物語』(片桐洋一氏『伊勢物語の研究』(資料篇)〈昭44刊〉所収)が、前者に「二条后」、後者に「伊豆内親王」の固有名詞を出す点が注目されるくらいである。

なお、弘安元年奥書本の書入で「基俊云」とあるものは、さらに左のごときものがある。

「世中に」(巻一、53)の注

基俊云、世ノ中ニサクラノタエセデダニアラバ人ノ心ハノドカナラマシ、トチルコトノウタテサヨトヨメリ

「あだなりと」(巻一、62)の注

基俊、敵云、不審

前者は『伊勢物語』八十二段、後者は十七段の歌である。基俊の名が見える四首いずれもが『伊勢物語』の歌

であることは基俊の伊勢物語注釈(真偽は知らず)の存在を示唆するのであろうか。

(23) 前掲久保田氏論文で初めて紹介された。近時、左記の翻刻や注釈がある。

石澤一志・加島吉春・小林大輔・酒井茂幸氏「『寂恵法師文』翻刻」(『研究と資料』42平11・12)

寂恵法師文輪読会「『寂恵法師文』注釈(上)」(『研究と資料』45平13・7)

(24) 注(1)久保田氏論文参照。

(25) 伊井春樹・高田信敬氏編『古筆切提要』(昭59刊)所収の影印による。

(26) 久曾神氏著書研究編137―138頁。

(27) 小林氏には「一覽稿」以後の成果を含めて、直接書信で御教示に与り、また資料を提供していただいた。

「一覽稿」以後に関わる小林氏の御教示は以下のごとくである。

「一覽稿」の「東京国立博物館資料館蔵諫早家崇氏蔵手鑑写真」(616―617詞書)は石見切ではないので削除(清輔本、ただし、内裏切と言いうるか否か不明)。

「一覽稿」に二葉追加。

高城弘一氏藏

806 身をうしとおもふにきえぬものなれば

かくてもへぬる世にこそ有けれ

典侍藤原直子朝臣なほい子

807 あまのかるもにすむ、しのわれからと

ねをこそなかめよをばうらみじ

いなばもとよのおほきみの女

808 あひみぬもうきもわが身のからころも

おもひしらずもとくるひもかな

寛平御とき、さいの宮の哥合□た

京都古書組合総合目録13号

いたまあらみ ふるはるさめの もりやしぬらむ

ふるうたにくはへてたてまつれるなが

うた

壬生忠岑

1003 くれたけの 世、のふるごと なかりせば

いかほのぬまの いかにして おもふ心を

のばへまし あはれむかしべ ありきてふ

人まろこそは うれしけれ 身はしもながら

ことのはを あまつそらまで きこえあげ

いづれも書入はない。

なお、以下の記述で個々の切の所蔵や書影の所在の示し方に不統一があるが、詳細は小林氏の「一覽稿」を参照されたい。

(28) 田中登氏『平成新修古筆資料集 第一集』(平12刊)

所収。

(29) 「三首、文徳天皇第一源氏、母伴氏、承和十二年己丑

生、寛平九年六月八日薨、五十六」とある書入は、定家の勅物ではない。清輔本の勅物に類似するが他の例から推定するに『古今和歌集目録』の記述の簡略化であろう。

(30) 拙著174-175頁。

(31) 本行の「よるへなみ」、傍書の「ヨルヘナミ」両方と

も声点を付し、本行は「よるべなみ」と濁り、傍書は「ヨルヘナミ」と清んでいる。つまり、清濁両説ある旨の注記である。

(32) 『源氏物語』の「よるべの水」については『奥義抄』

に説があり、『僻案抄』の記述はそれが念頭にあると思  
われる。

また、『奥義抄』は諸本により異同があり、拙著 538 頁  
539 頁において検討した。念のため、I 類本の志香須賀文  
庫本、II 類本の大東急記念文庫本を掲げておく。

奥義抄（日本歌学大系卷一、304 頁該当）

志香須賀文庫本

神さびてよりべ(朱)のふるべにたまるあま水のみくさある迄いもをみぬ  
かな

是は神社にかめををきてそれなるみづなき(朱)など(朱)をたゞ(朱)をひた  
るものは神水とて是をのむ也、たゞ(朱)すのやしろなどに今  
もあり、和泉式部哥にも

神かけて君はあらがふたれかさよるべにたまるみづと  
いひけん

又源氏のあふひのうへの哥云

さもこそはよるべの水に陰たへめかけしあふひをわする  
べしやは

是等もかの亀の水をよめる也

瓶(朱)

大東急記念文庫本

かみさびのふるえにたまるあま水のみ草あるまでいも  
をみぬ哉

是は神社にかめを、きてそれなる水をなき事などおひた  
る物は神水とてこれをのむ也、たゞすの社などにいまも  
あり、和泉式部哥にも

神かけて君はあらがふ誰かさはよるべにたまる水とい  
ひけん

又源氏哥云

さもこそはよるべの水にみ草あめけふのかざしよなさ  
へわする、

これらはかの瓶の水をよめるなり

(33) 石見切、弘安元年奥書本ともに「もとやすのみこ」に  
定家本の勘物があるが、今省略する。

(本章終、以下次輯)

〔付記〕本稿は慶應義塾大学国文学研究会（平成十二年十一月  
十一日、於慶應義塾大学）において「寂恵本古今集をめぐって」  
と題して口頭発表したものをもとに、新たに稿を起こしたもの  
である。御所蔵資料の閲覧、複写等に便宜を与えられた、國學

院大學図書館、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館に謝意を表す。小林強氏には多大な御教示と資料提供に与った。また、高城弘一氏御所蔵の未発表の石見切を利用させていただいた。あわせて深甚なる謝意を表すものである。